

第45回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時：令和5年2月21日（火）午後3時から
場所：田原市役所 政策会議室

1 報告事項

- (1) 市民提案型委託制度について 【資料1】
- (2) 市民活動支援制度について 【資料2】
- (3) たはら男女共同参画ニュース「Walk Together」について 【資料3】
- (4) 「生理の貧困」に関する取り組みについて 【資料4】

2 議 題

- (1) 男女共同参画推進プランⅡ（修正）について 【資料5】
- (2) 男女共同参画応募作品審査について 【資料6】
- (3) 令和5年度男女共同参画フェスティバルについて 【資料7】

3 その他

- 愛知県男女共同参画人材育成セミナーについて 【資料8】
- 各委員の取組状況・意見 【資料9】
- 令和5年度・6年度懇話会委員の推薦依頼について 【資料10】

配布資料

配席表

- 【資料1】 市民提案型委託制度【テーマ提示型】
- 【資料2】 令和5年度版市民活動支援制度
- 【資料3】 たはら男女共同参画ニュース「Walk Together」
- 【資料4】 「生理の貧困」に関する取り組みについて
- 【資料5】 男女共同参画推進プランⅡ（修正）（事前送付）
- 【資料6】 男女共同参画応募作品の審査について（審査用作文事前送付）
- 【資料7】 第15回男女共同参画フェスティバルについて（案）
- 【資料8】 愛知県男女共同参画人材育成セミナー実施要項
- 【資料9】 各委員の取組状況・意見
- 【資料10】 令和5年度・6年度懇話会委員の推薦依頼について

第8期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

【委員】

番号	役職等	氏名	所属団体・役職	備考
1	委員	河合 沙矢子	一般社団法人田原青年会議所	欠
2	委員	太田 としゑ	あかばねひらがなの会	欠
3	委員	樋口 雄士	田原市地域コミュニティ連合会 理事（衣笠コミュニティ協議会長）	出
4	委員	小野田 清憲	J A愛知厚生連あつみの郷 所長	出
5	委員	中西 秀一	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 主任	出
6	委員	森下 静子	女性会議ウイットW I T 代表	出
7	委員	川合 繁夫	渥美漁業協同組合 代表理事組合長	欠
8	委員	富田 光彦	田原市認定農業者連絡会	欠
9	委員	川合 利法	愛知みなみ農業協同組合 人事課長	欠
10	委員	石川 智恵子	渥美商工会女性部	欠
11	委員	北野谷 充香子	田原市商工会女性部	欠
12	委員	中村 匡	渥美半島観光ビューロー 専務理事（代理 山田充）	出
13	委員	内藤 喜久枝	田原市議会 議員	出
14	委員	杉原 恵利子	田原市更生保護女性会 会計	欠
15	委員	太田 文子	田原市農業委員会 委員	出
16	委員	金田 真也	田原市教育委員会 委員	出
17	委員	森下 和美	行政相談委員	欠
18	委員	河邊 俊和	田原市企画部長	出
19	委員	清水 直美	公募者 ヒップファミリークラブ	出
20	委員	永田 みよ江	公募者 女性会議ウイットW I T	出

【オブザーバー】

氏名	所属団体・役職	備考
檜村 愛子	愛知大学文学部教授	

【事務局】

氏名	所属・役職	備考
松井 茂明	企画部企画課長	
内藤 泰子	企画部企画課 課長補佐兼係長	
下形 めぐみ	企画部企画課 主事補	

第45回田原市男女共同参画推進懇話会 配席表

(敬称略)

愛知大学文学部教授 オブザーバー 榎村愛子 女性会議ウィットWIT 委員 森下静子 社会福祉法人田原市社会福祉協議会 委員 中西秀一

田原市地域コミュニティ連合会
委員 樋口 雄士

田原市農業委員会
委員 太田 文子

J A 愛知厚生連あつみの郷
委員 小野田清憲

田原市教育委員会
委員 金田 真也

田原市認定農業者連絡会
委員 富田光彦

田原市企画部長
委員 河邊 俊和

渥美半島観光ビューロー
委員 中村 匡
(代理 山田充)

公募委員
委員 清水 直美

田原市議会
委員 内藤喜久枝

公募委員
委員 永田みよ江

事務局

松井企画課長

内藤係長

下形主事補

入り口

市民提案型委託制度【テーマ提示型】

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 令和4年度の実績

募集テーマ	男女共同参画啓発事業	
受託団体	スマイルの会	
事業期間	令和4年8月17日から令和5年2月28日	
事業費	13万円（予定）	
事業概要	事業名	自主避難所のサポート対策 ―非常食とトイレをメインに―
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅にある食材を使った非常食づくり公開研修会（防災リーダー、一般参加者とともに）（R4.11.27 田原福祉センター） ・研修会参加者に非常用トイレを配布しアンケート調査を実施 ・外部識者を入れた公開意見交換会「災害をわがこととして考えるために」（R5.2.4 田原文化会館多目的ホール） ・報告書作成等
		 <p>▲非常食づくり研修会</p>
		 <p>▲意見交換会</p>

2 令和5年度の募集について

○応募要領は以下のとおりです。

1 募集するテーマ

【男女共同参画啓発事業】

(1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

(2) 事業費

13万円(上限)※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和6年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不相当と認められる事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（氏名・住所を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 業務内訳書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿（氏名・住所を記載）
- (6) 団体収支決算書（直近のもの）

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none">・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none">・提案募集テーマに対して的確な事業であるか・事業の企画が適切で精度の高いものであるか・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none">・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

令和5年4月3日（月）～5月31日（水）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参、郵送もしくはメールにて

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所企画部企画課 宛

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 { 4月3日（月）～5月31日（水）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（6月中旬）※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（6月下旬）
- (4) 契約の締結（6月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出
- (7) 委託料の支払い

11 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

令和5年度版田原市市民活動支援制度

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための制度を設けています。ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。



市民協働まちづくり事業補助金



みんなで社会に役立つ活動がしたい！

健康福祉・環境保全・地域づくりなどの公益活動を行う市民活動団体さんを応援する制度です。市民感覚の柔軟な発想で、社会に役立つ活動を提案してみましょう！

【募集期間】

① 通常枠(補助対象経費 10 万円以上)

令和5年 2月6日(月)～3月9日(木)

② 少額枠(補助対象経費 10 万円未満)

令和5年 2月6日(月)～令和6年 1月 26日(金)
随時受付(予算額に達し次第終了)

⑤ 人材養成枠

市民活動団体さんの活動に関連する講座等の受講費用を補助する「講座枠」と、先進的な事例の視察・調査のための費用を補助する「視察枠」の 2 本柱です。やる気・熱意のある方を応援します！

【募集期間】

令和5年 2月6日(月)～令和6年 1月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)

※講座枠、視察枠ともに同じです。

団体の活動を活発にするために、スキルアップしたい！



③ 新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体さんを応援する制度です。ぜひご活用ください。

【募集期間】

令和5年 2月6日(月)～令和6年 1月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)



市民活動を始めてみたけど、活動資金のやいくりが難しい…

④ チャレンジ枠

40 歳以下の若い世代の市民活動団体さんを応援する制度です。フレッシュさ溢れる斬新なアイデアで、仲間と一緒に楽しみながら市民活動をしてみませんか？

【募集期間】

令和5年 2月6日(月)～令和6年 1月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)

地元の仲間と、職場の同僚と…市民活動にチャレンジ！！



○それぞれの補助金、委託制度の詳細な募集概要は、市ホームページで紹介しています。

市民提案型委託制度

市役所の仕事をわたしたちでやってみよう！



市民活動団体さんが提案した地域の課題を解決するための事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

【テーマ提示型】

【令和5年度募集テーマ】男女共同参画啓発事業

男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座の企画、開催やパンフレットの作成など

【募集期間】

令和5年4月3日(月)～5月31日(水)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会

※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

【自由テーマ型】

「市の事業でこんなイベントがあればいいのに！」ツイッターやフェイスブックの活用講座の企画など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

【募集期間】

令和5年4月3日(月)～7月31日(月)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会





田原市社会貢献活動災害補償制度



田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動(社会貢献活動)中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体(地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは市民協働課へお問合せください。)で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

情報発信

市民活動だより



広報たはら



どすごいネット



ホームページ



Facebook



田原市民活動支援センター

市民活動に関する相談、支援等を行っています

■田原文化会館フリースペース 【電話】0531-22-1111(内線 811)※開設時のみ
【開設日時】火曜日・土曜日 12:00~16:00
【Eメール】shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

■田原市役所企画課(南庁舎 3 階) 【電話】0531-23-3507 【FAX】0531-23-0669
【開庁日時】平日 8:30~17:15
【Eメール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp





Walk Together

ウォーク・トゥギャザー

たはら男女共同参画ニュース

～共に考え・共に歩もう～

田原市男女共同参画のシンボルマーク▶

▶企画課 ☎23-3507

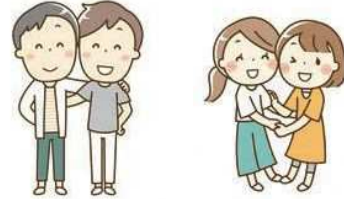


「性の多様性」について考える

最近、テレビやSNSなどで「LGBTQ+」という言葉を目にするようになりました。近年、性のあり方は、「男性」と「女性」の2つに限定されるものではなく、次の4つの要素から構成されるという認識が広がっています。

【性のあり方を構成する4つの要素】

- ①からだの性…身体の特徴から判断される性
- ②こころの性(性自認)…自分の性をどのように感じるか
- ③好きになる性(性的指向)…どの性を恋愛の対象とするか
- ④表現する性…言葉遣いや振る舞い、服装などで表現したい性



【LGBTQ+】性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す総称の一つ

Lesbian(レズビアン)…こころの性が女性で、恋愛対象が女性の人

Gay(ゲイ)…こころの性が男性で、恋愛対象が男性の人

Bisexual(バイセクシュアル)…異性も同性も好きになる人

Transgender(トランスジェンダー)…からだの性とこころの性が一致しない人

Questioning(クエスチョニング)…こころの性や好きになる性が男性・女性が決めていない・分からない人

+ (プラス) …他の多様な性のあり方

【プラスの例】アセクシャル…他者に性的興味を持たない人、パンセクシュアル…好きになる相手の性を限定しない人

4つの要素の組み合わせはさまざまで、性のあり方は多様であるため、すべてを「LGBTQ+」という言葉でくくることはできません。自分の性のあり方は、多様な性のあり方の一つとして捉えておくことが大切です。

田原市パートナーシップ制度を導入!

パートナーシップ制度とは、一方または双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。本市も、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指して、令和4年4月にパートナーシップ制度を導入しました。

【宣誓することができる方】

- ①成年に達していること
- ②田原市民であること、または転入を予定していること
- ③配偶者がいないこと(結婚していないこと)
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと

【宣誓で可能になること】

- ・市営住宅への入居
- ・花束(アニバーサリーフラワー)の受け取り
- ※民間サービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取り扱いが行われることがあります。(例:携帯電話の家族割、生命保険受取人の適用など)



◀市HP

東三河5市でパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。この連携協定により、7月1日から豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している方が、東三河5市間で転出入する際にパートナーシップ宣誓制度の手続きの一部を簡素化できるようになりました。

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定 締結式
豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市



▲締結式で協定を結んだ東三河5市の市長

「生理の貧困」に関する取り組み

この取組は、コロナ禍等における女性の負担軽減を図るため「生理の貧困」に直面している方やその場で必要な方に生理用品を提供するものです。市の公共施設において、試験的に市役所と田原文化会館の女子トイレに生理用品を置き、必要な方へ無償提供します。

1 設置概要

生理用品が必要な方が、自由に持っていけるように専用のケースをトイレの洗面台に設置します。

生理用品は田原市社会福祉協議会に寄付されたものを提供していただいています。

また、負担軽減の一助となるよう、社会福祉協議会の窓口で生理用品を受け取れるカードも一緒に設置します。

2 無償生理用品の設置

- (1) 設置場所 田原市役所 南庁舎及び北庁舎 1・2階の女子トイレ
 田原文化会館 文化ホール前・総合体育館 1階女子トイレ
- (2) 設置時期 令和 5 年 2 月 21 日 (火)
- (3) 管 理 設置後の専用ケース等の管理は各施設の管理者が行います。
- (4) 今後の予定 他の公共施設等については、今回設置の 6 か所の状況により設置について検討していきます。

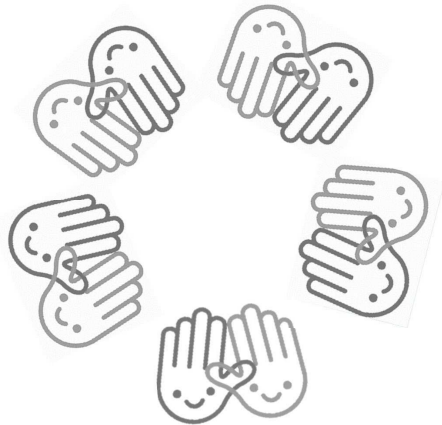


田原市 男女共同参画推進プランⅡ

2017 ▶ 2026

～みんなが自分らしく輝けるまち・たはら～

2023修正（案）



田原市

目 次

第1章 計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向	
第1節 世界の動き	1
第2節 国内の動き	2
第3節 田原市の現状	4
第2項 男女共同参画施策推進の要請	
第1節 国・県の計画等	5
第2節 田原市の取組	6

第2章 基本方針

第1項 計画の内容	
第1節 計画の趣旨	8
第2節 計画の構成	8
第3節 計画の性格	9
第4節 計画の期間	9
第2項 目標都市イメージ	10
第3項 実現のための推進目標	11
体系図	12

第3章 推進目標を達成するための取組

第1項 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり	
第1節 すべての人の人権尊重	14
第2節 男女共同参画教育・啓発の充実	16
第3節 男女共同参画の視点に立った社会制度・観衆の見直し、意識の改革	19
第4節 あらゆる世代にとつての男女共同参画	20
第2項 誰もが参画のまちづくり	
第1節 政策・方針決定の過程への女性の参画推進	22
第2節 地域活動における男女共同参画の推進	25
第3節 防災(災害復興含む)、防犯活動における男女共同参画の促進	26
第4節 環境分野への男女共同参画の促進	28
第5節 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進	29

第6節 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進	30
第3項 生涯安心の暮らしづくり	
第1節 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	33
第2節 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境整備	35
第3節 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶(田原市 DV 対策基本計画)	38
第4節 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	41
第4項 働きやすい場づくり	
第1節 事業所における性差別の解消	43
第2節 ワーク・ライフ・バランスの推進	44
第3節 農・林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進	46
第4節 女性のチャレンジ支援	48

第4章 推進体制

第1項 推進体制の整備	
第1節 推進体制の整備と市民との協働	51
第2節 推進体制の展望	52
第2項 計画の進行管理	52
第3項 市の推進体制	53

第5章 参考資料

1 男女共同参画に関する市内の活動事例	54
2 男女共同参画関係データ集	57
3 男女共同参画関係法令等	
◇男女共同参画社会基本法	67
◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)	71
◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	78
◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	89
◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	97
4 男女共同参画推進懇話会	
◇田原市男女共同参画推進懇話会規約	103
◇田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿	105
5 プラン策定から改訂までの経過	106
6 用語説明	109

第1章 計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向

◆◆ 第1節 世界の動き

国連は、「平等・開発・平和」を目標に1975年(昭和50年)を「国際婦人年」、続く10年を「国連婦人の10年」と定め、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取組が前進しました。

1980年(昭和55年)のコペンハーゲン会議では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけではなく、「事実上の平等」を求め、実際に差別がある場合は、その解消のために暫定的に差別を受けている女性を優遇してもいい(「暫定的特別措置」として)います。また、個人の関係まで踏み込んだ差別を禁止し、目標は、「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」とらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

1985年(昭和60年)のナイロビ会議では、「国連婦人の10年」の間の成果を受けて、2000年までを目標に各国が女性差別撤廃に向けた効果的取組を行う上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、国連は、1993年(平成5年)に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、ドメスティック・バイオレンス^{*1} やセクシュアル・ハラスメント^{*2} 等、女性に対するあらゆる暴力の根絶を宣言しました。

また、同年の世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認されました。

1994年(平成6年)の国際人口開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」^{*3} という考えが打ち出され、自分の身体や性について知識を得て自己決定できることは女性の権利とされました。

1995年(平成7年)の北京会議の「北京宣言及び行動綱領」では、女性が力をもった存在になること(エンパワーメント^{*4})の促進が提示されています。

2000年(平成12年)にニューヨークで開催された「女性2000年会議」では、北京会議以降の実施状況について評価・検討が行われ、成果文書が採択されました。

さらに2005年(平成17年)には、第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」等がなされました。

2010年(平成22年)には、「北京+15」記念会合にて、「北京宣言及び行動綱領」

及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われました。

2011 年（平成 23 年）には、ジェンダー^{*5} 平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UNWomen」が発足し、女性と女児のニーズに応えるための仕事を前進させています。

また、2012 年（平成 24 年）の第 56 回国連婦人の地位委員会・2014 年（平成 26 年）の、第 58 回国連婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

◆◆ 第 2 節 国内の動き

我が国は、国連を中心とした世界の女性の地位向上の取組と軌を一にして、男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に進めてきました。

国際婦人年を契機に 1975 年（昭和 50 年）に設置した総理府（現在の内閣府）の「婦人問題企画推進本部」は、国際婦人年及び世界行動計画の趣旨に沿い、1977 年（昭和 52 年）に国内行動計画を策定し、それ以降、こうした計画に沿って施策の推進を図ってきました。

1985 年（昭和 60 年）には、男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正などを経て、女子差別撤廃条約を批准しています。

そうした中、国内外の女性の人権確立に向けた動きと社会情勢の変化を受け、1999 年（平成 11 年）「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。同法については、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な事項等として規定しています。

2000 年（平成 12 年）には、同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な施策の推進が図られました。

2005 年（平成 17 年）には、同計画を見直し、さらに推進を強化する第 2 次の計画が策定、2010 年（平成 22 年）には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015 年（平成 27 年）には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2020 年（令和 2 年）12 月 25 日には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指す「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められています。

2007 年（平成 19 年）には、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、少子高齢社会にあたり、労働者が性別により差別されることなく、また、母性を尊重されつつ、能力

を発揮できる職場環境の整備にさらに重点がおかれました。

その後、改正「国籍法」、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が施行（2008 年（平成 20 年））、改正「育児・介護休業法」（2009 年（平成 21 年））が施行されました。

さらに、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 27 年 8 月に成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきました。

2022 年（令和 4 年）5 月には、困難な問題を抱える女性への支援と福祉の増進を図るために必要な事項を定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

また、愛知県でも、「国連婦人の十年」と軌を一にし、1976 年（昭和 51 年）の青少年婦人室の発足とともに、総合的な推進体制が整えられました。

そして、1989 年（平成元年）に「あいち女性プラン」、それ以降、「あいち男女共同参画 2000 年プラン」「あいち男女共同参画プラン 21 ～個性が輝く社会をめざして～」「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」「あいち男女共同参画プラン 2020」「あいち男女共同参画プラン 2025 ～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会を目指して～」が策定され、総合的かつ計画的な推進が続けられています。

1979 年（昭和 54 年）には婦人国際交流事業、1982 年（昭和 57 年）から地域の実践活動を通じて女性問題のリーダーを養成するなどの人材育成事業、1984 年（昭和 59 年）には女性（婦人）地域活動者表彰制度事業、さらに 1987 年（昭和 62 年）から 1989 年（平成元年）には女性グループ活動交流事業が実施され、地域活動・社会参画の促進に努められています。

啓発・情報提供の取組としては、「あいち女性のつどい（1976 年（昭和 51 年）から毎年）」、名古屋市と共催での「女性週間記念フォーラム（平成 3 年から 8 年まで）」、あいち男女共同参画推進市町村サミット（平成 10 年）が開催されるとともに、1977 年（昭和 52 年）からは機関誌、啓発研究誌が発行されています。

1996 年（平成 8 年）には、プランの目標を県民と協力して実現するための拠点として、ウィルあいちが開館しました。

2002 年（平成 14 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が全面施行されたことに伴い、愛知県女性相談センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすこととなりました。そして、男女共同参画の全庁的な取組を推進する根拠となる「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、プランと条例を両輪として、県を挙げて積極的に取り組むとともに、市町村や民間団体等

地域における施策の推進に重点をおいて総合的な展開が図られています。

2019年（令和元年）には「SDGs（持続可能な開発目標）^{※6} 未来都市」に選定されたことを受け、愛知県SDGs未来都市計画を策定し、2030年のあるべき姿として「人が輝き、女性や高齢者、障がいのある人などすべての人が活躍する愛知」を掲げその実現に向けた取組が進められています。

◆◆ 第3節 田原市の現状

田原市の女性の就業率は64.8%の水準にあり、全国・愛知県や周辺都市・類似都市と比較しても高い就業率となっています。ここ5年間の傾向は、横ばいで推移しています。

女性就業者の産業別構成を都市比較すると、田原市は第1次産業の割合が他都市に比べて際立って高いことが特色となっています。農業生産が活発であるため、農業が主要な女性就労の場となっており、家族経営協定^{※7}の締結を推進しています。

しかし、2020年（令和2年）以降の新型コロナウイルス感染症拡大や社会情勢の変化等により就業形態に変化が生じ、女性の雇用等の問題が顕在化しました。

男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和4年1月実施）の結果では、「男女共同参画の認知度」の設問には、「知らなかった」が24.2%、「男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった」が35.0%で、「内容を含め詳しく知っていた」、「だいたい知っていた」を合わせると40.7%でした。

「男女共同参画の推進のために必要なこと」という設問には、「家庭の中での固定的役割分担の見直し（男性は仕事、女性は家事・育児）」の割合が25.2%と最も高く、次いで「高齢者や病人の施設・介護サービスの充実」「女性を政策決定の場に積極的に登用する（仕組みをつくる）」の順となっています。

以上のアンケート結果などから、田原市では男女共同参画の推進のために、次の4項目を積極的に推進していくことが必要であると考えています。

積極的推進項目

(1) あらゆる世代への
男女共同参画の啓発

(2) 介護分野での意識改革、
支援の充実

(3) 子育て分野での
意識改革、支援の充実

(4) 女性活躍にむけての
意識改革、支援の充実

第2項 男女共同参画施策推進の要請

◆◆ 第1節 国・県の計画等

国においては、2005年（平成17年）12月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）12月に「第3次男女共同参画基本計画」、2015年（平成27年）12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、2020年（令和2年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第5次基本計画の主な内容は次のとおりです。

第5次男女共同参画基本計画

<男女共同参画社会として目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

<基本計画において改めて強調している視点>

- ① あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映し、持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指す。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある経済社会を次世代に引き継ぐ
- ② 誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがちな社会を目指すため、国際的水準も意識しながら、ポジティブ・アクション^{※8}や人材登用・育成や政治分野における取組の強化を図る。
- ③ 男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織、家庭、地域など生活の場全体に広げることが重要であるが、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{※9}が男女どちらかに不利に働かないよう、あらゆる世代を対象に広報啓発等に取り組む。
- ④ 人生100年時代を見据え、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備
- ⑤ AI^{※10}、IoT^{※11}等の科学技術の発展に男女が共に寄与し、男女共同参画を推進する取組
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- ⑦ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑨ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿った男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修の実施

また、愛知県においては、県民の意見を反映した愛知県男女共同参画懇話会の提言を踏まえて、2001年（平成13年）3月に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006年（平成18年）10月、2011年（平成23年）

3月に計画を改訂し、2016年（平成28年）3月に「あいち男女共同参画プラン2020」が策定され、2021年（令和3年）3月には「あいち男女共同参画プラン2025」が策定され、新たな計画によって男女共同参画が推進されています。

あいち男女共同参画プラン2025
 ～すべての人が生涯輝く、
 多様性に富んだ社会を目指して～

<重点目標>

- ①あらゆる分野における女性の活躍の促進
- ②男女共同参画社会に向けての意識改革
- ③安心して暮らせる社会づくり

こうした国、県の計画や「男女共同参画社会基本法」及び「愛知県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画社会を実現するために、市町村・企業・各団体が、お互いに協力して男女共同参画について取り組んでいくことや、一人ひとりの理解と実践が求められています。

◆◆ 第2節 田原市の取組

田原市においては、1996年（平成8年）8月から2000年（平成12年）3月までの間、「田原町まちづくり女性会議」が設置され、生涯学習人材データファイルの作成、リサイクル促進モデル事業・学童保育等の設置への取組が行われました。

また、2000年（平成12年）9月には、女性の発想を生かした活動を通じ、行政及び地域のまちづくりに参画できる人材の育成を図る目的で「たはら女性倶楽部」が設置され、2002年（平成14年）3月まで先進地視察・セミナー・会報の作成等の様々な活動が行われました。現在、そうした団体に参加した女性により自主的に地域づくり活動が行われています。

2004年（平成16年）2月（渥美地区：2006年（平成18年）1月）、2008年（平成20年）9月、2011年（平成23年）10月、2016年（平成28年）9月及び2021年（令和3年）には、男女共同参画社会に対する認識・意向等を把握し、市民の意見を計画に反映させることを目的に、市が男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施しました。

2005年（平成17年）5月からは、男女共同参画社会について関心や理解を深めてもらうため、「広報たはら」に男女共同参画のコーナーをつくり、市民に情報をお届けしています。

2006年（平成18年）2月には、男女共同参画に関する施策をより一層推進していく

ため、田原市男女共同参画推進検討会議を設置し、市の計画の策定に向け体制づくりを進めました。

そして、田原市の現状に即した計画となるよう検討を重ね、2007年（平成19年）に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定するに至りました。

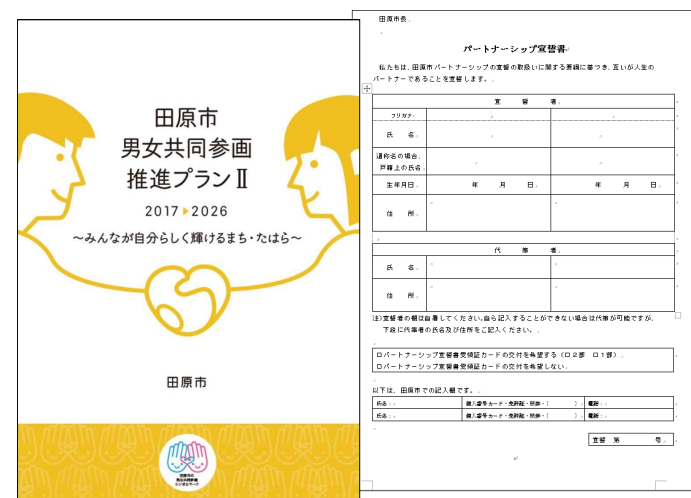
2007年（平成19年）7月には、第1回田原市男女共同参画推進懇話会を開催し、市内の男女共同参画社会の推進を目指し、地域、福祉・医療、教育、産業等の各分野からの委員が意見交換を行っています。

2008年（平成20年）からは、啓発事業として、懇話会が主催となって、市民活動団体の出展・交流会や、女性の生き方等をテーマとした映画上映会等を行う男女共同参画フェスティバル（年1回）を開催し、市民への啓発に取り組んできました。

現在も、この懇話会を核として「田原市男女共同参画推進プラン」の施策についての進み具合を確認しながら、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、2016年（平成28年）4月に「田原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。その中で重点課題として掲げた課題に対し、数値目標を掲げ、女性職員の活躍を推進するための取組を実施しています。

2022年（令和4年）4月に、一方又は双方が性的少数者である2人が人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める「田原市パートナーシップ制度」を導入し、5月には東三河5市において、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結し、制度利用者が東三河5市間で転出入した際の宣誓制度手続きの簡素化が図られました。



第2章 基本方針

第1項 計画の内容

◆◆ 第1節 計画の趣旨

人口減少社会の到来、グローバル化及び情報化の急激な進展など社会経済構造が急速に変化するとともに、個人の価値観やライフサイクルの多様化など社会生活環境も大きく変わってきています。

そうした中、我が国では、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が強く求められるようになり、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最重要課題と位置付けられました。この法律に基づき、翌年の平成12年12月には第1次の男女共同参画基本計画、平成17年12月に第2次の基本計画、平成22年12月に第3次の基本計画、平成27年12月に第4次の基本計画、そして令和2年12月に第5次の基本計画が策定され、着実に男女共同参画社会の実現のための具体的な施策の推進が図られています。

男女共同参画社会基本法では、国の計画の策定のほかに、地方自治体にも男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを求めています。

田原市は、平成15年8月に田原町と赤羽根町が合併して誕生し、平成17年10月の渥美町との合併により、新たなスタートを切り、これを契機に、「田原市男女共同参画推進プラン」を平成19年3月に策定し、平成25年3月に一部見直しを行いました。

平成28年度の計画期間終了にあたり、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため、これまでの取組成果や田原市の現状、国・県の動向を踏まえ平成29年3月に「田原市男女共同参画プランII」を策定しました。

今回、計画期間の中間年にあたり、国・県の方針や田原市の現状を踏まえ、計画を一部修正しました。

◆◆ 第2節 計画の構成

この計画は、総合的かつ計画的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、本章において本計画の性格、計画期間、目標都市イメージ及び実現のための4つの推進目標を、第3章において市民等の役割と市の推進施策を示し、第4章において今後の推進体制について記述しました。

◆◆ 第3節 計画の性格

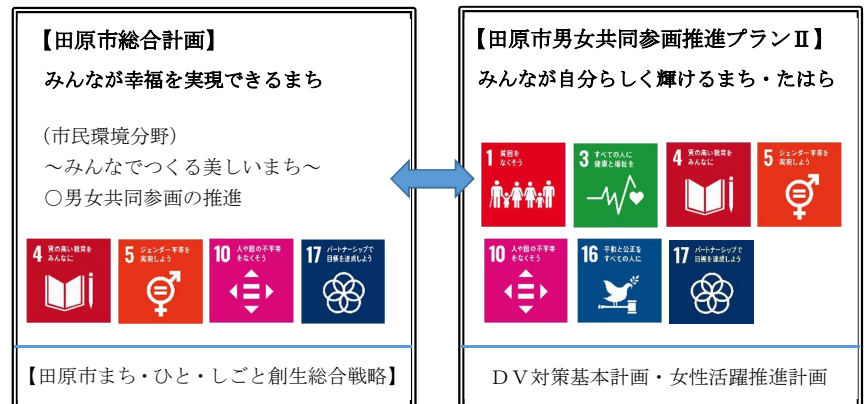
この計画は、市民・学校・地域・事業所・各種団体・行政等が目標都市イメージを実現するための各主体の役割や市の推進施策を記載しています。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、田原市における男女共同参画社会の実現を目指した**プラン計画**で、上位計画である国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「**あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～**」の方向性に配慮して**修正**しています。

また、SDGsの理念や目標と方向性が一致する市の最上位計画である田原市総合計画（平成25年3月改定）において、男女共同参画社会の推進は、「みんなでつくる美しいまち」をテーマに掲げる市民環境分野の施策（目標4、5、10、17）として位置付けられています。**本プランこの計画**においても各取組をSDGsと関連付け、推進します。

さらに、**本プランこの計画**は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、**プラン計画**の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画として位置づけます。

なお、**プラン計画**の策定に当たっては、より幅広い市民からの意識を把握するため、「市民意識調査」を実施するとともに、市民の参加する「田原市男女共同参画推進懇話会」等の意見を反映することに努めました。



◆◆ 第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

第2項 目標都市イメージ

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

男女共同参画社会基本法は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となることを目標としています。

なお、多様な性のあり方に対応するため、この計画では男女共同参画を、全ての人が性別、性的指向又は性自認にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことと定義しています。

男女平等を阻んでいる性別役割分業や性別二元論を解体していくことは、多様な性をもつ人々の自由や人権を保障することに繋がるものです。

市の最上位計画である田原市総合計画（市民環境分野）においては、男女共同参画社会の推進等により、「みんなで作る美しいまち」を実現しようとしています。

この計画では、それらの実現のために「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標都市イメージとし、市民すべてが男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女に関係なく、あらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちとなり、**すべての人**がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちとなることを目指しています。

第3項 実現のための推進目標

目標都市イメージの実現を目指し、推進目標を次のとおりとします。この推進目標を達成するため、第3章で具体的な取組を掲げます。

推進目標 1

人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

すべての人が互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指します。

推進目標 2

誰もが参画できるまちづくり

政策・方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流・多文化共生等のあらゆる分野において女性の参画を促進し、男女が共に活躍しやすい環境となることを目指します。

推進目標 3

生涯安心の暮らしづくり

生涯にわたる心身の安心安全及び健康と生活の充実をサポートし、男女共に生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

推進目標 4

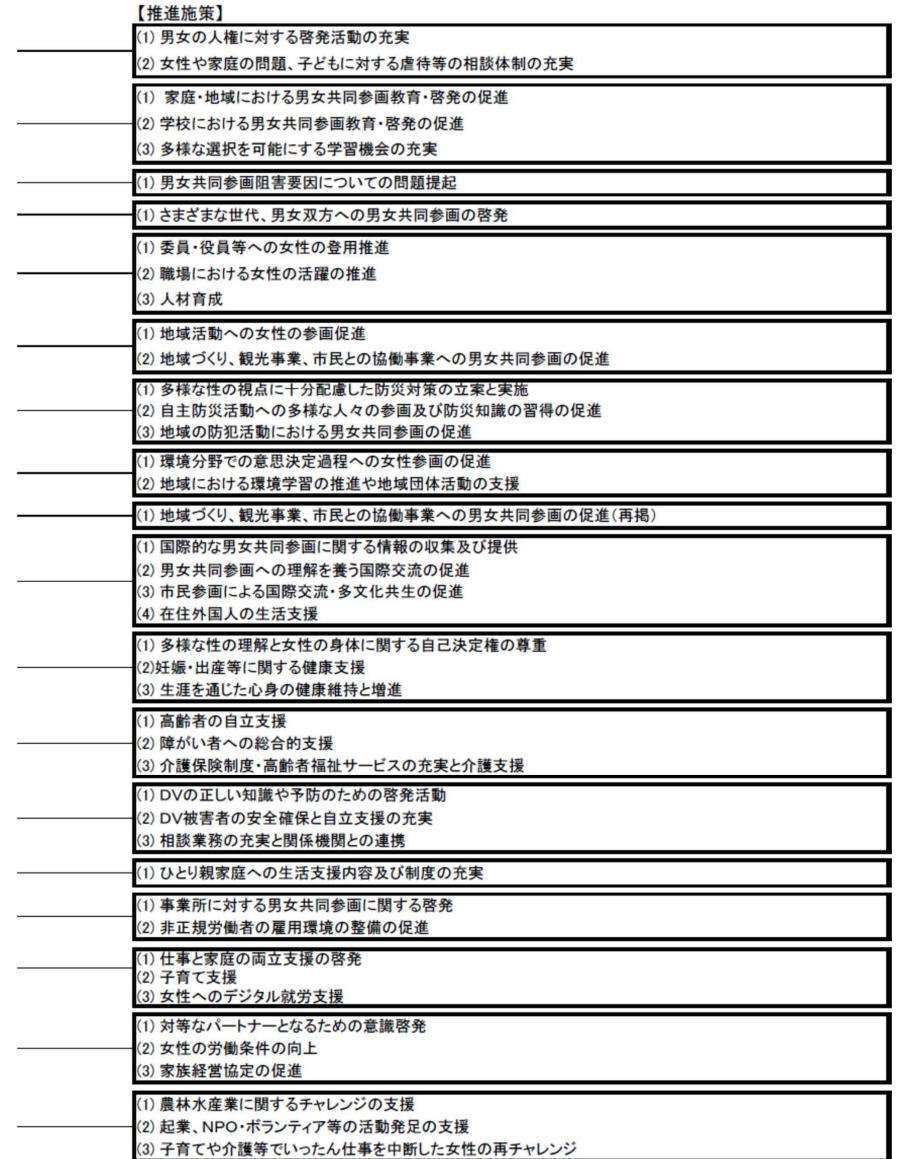
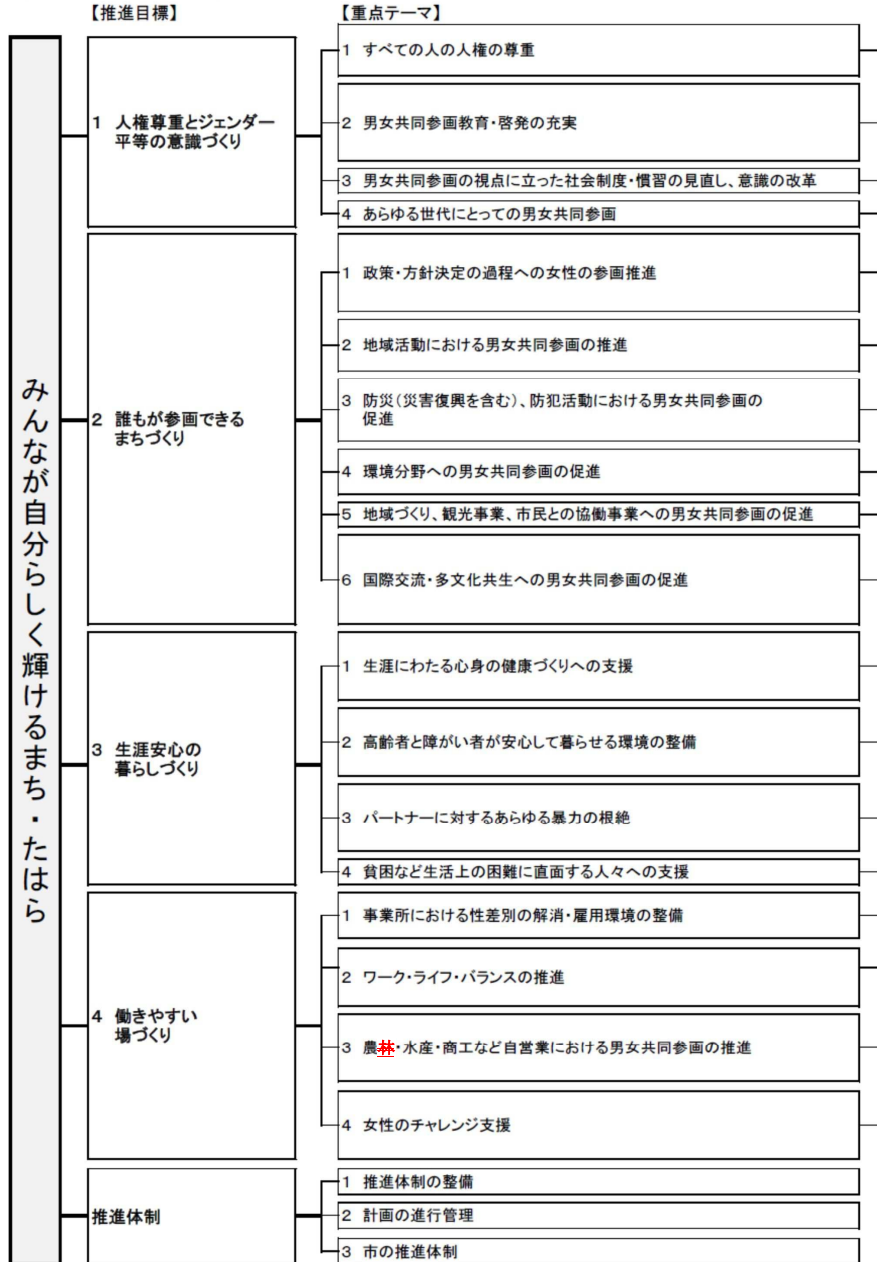
働きやすい場づくり

職場での性差別を解消するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。



第29回懇話会（田原市役所）

体系図



第3章 推進目標を達成するための取組

第1項 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

◀趣旨▶

すべての人が互いに人権を尊重し、性別、性的指向^{※12}又は性自認^{※13}にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できるような社会の実現が必要です。そのために、女性や子ども、性的マイノリティ^{※14}に対する暴力をなくし、自分を大切に、誰もがお互いの人権を尊重できるような環境づくりを目指します。

また、市民が社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に関わる問題に気づき、それにとらわれた慣習・慣行を変えていくよう、男女共同参画に対する理解・意識の向上を目指します。特に、子どもや若者への意識啓発を充実させ、男女共同参画社会の裾野拡大を図ります。

◆◆ 第1節 すべての人の人権の尊重

21世紀を迎えた現在でも、人々の意見や行動、社会の慣行の中にはいまだに女性や性的マイノリティに対する差別や偏見が残されています。特に、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような固定的な男女の役割分担意識が、男女や多様な性をもつ人々が同じく人権を尊重される男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。また、市民アンケート調査によると、実際にセクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因する人権侵害を経験したことがある人がいることがわかっています。

女性に関する様々な権利^{※15}や性の多様性^{※16}について、広く啓発を行うなどして、自分を大切に、誰もがお互いの人権を尊重することにより、あらゆる暴力^{※17}をなくし、**お互いに**手を携えて共に生活を送ることができる環境づくりが必要です。

1. 推進施策

(1) 男女の人権に対する啓発活動の充実

(関係課等：企画課、地域福祉課、生涯学習課)

すべての人の人権が尊重され、各人が能力と個性を発揮しあう男女共同参画社会の実現と、誰もが自らのSOGI^{※18}を尊重し、異なる価値観を互いに認め合い理解し、自分らしく生きることのできる社会を目指し、啓発活動を実施します。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
人権に対する啓発活動	「人権週間」の広報啓発、小中高等学校訪問、啓発物品の配布等を実施する。
人権に対する広報啓発	広報「たはら」へ人権に対する情報を掲載する。
性的マイノリティへの理解促進と支援	自らのSOGIの尊重、LGBTなど性的マイノリティに対する理解への意識啓発、セミナー・講演会等の開催・支援、広報等による啓発を実施する。 一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認めるパートナーシップ制度の拡充と周知を図る。

(2) 女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実

(関係課等：地域福祉課、子育て支援課)

女性や家庭の問題に対し、各種専門機関と連携しながら、相談しやすい体制を整え、問題の早期解決、再発防止、援助体制の強化に努めます。また、子どもに対する虐待の防止を進めるとともに、虐待にあった子どもの心身のケア等、救済についても各種関係機関等と連携し対応していきます。

事業名	事業の概要
家庭相談事業	家庭における人間関係及び児童の養育等の相談対応を図るとともに、要保護児童及び要支援家庭の見守り、訪問活動を実施する。
児童虐待防止事業	・妊娠・出産・育児等で困っている家庭を把握し、必要な支援を開始できるような相談・支援対応を行う。 ・児童虐待の通告・相談への対応や関係機関の連携と役割分担を充実し、児童虐待の早期発見と必要な支援、市民啓発を実施する。
心配ごと相談所開設	行政相談、法律相談、家庭相談、女性相談、母子相談、障がい者相談、人権相談等を実施する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ **誰も**が良きパートナーとしてお互いの人権を尊重しましょう。
- ・ 女性や子ども、**性的マイノリティ**に対するあらゆる暴力に関心を持ち、暴力の無い快適な生活環境づくりを目指しましょう。
- ・ 人権侵害や暴力の被害にあったときは、悩まず相談しましょう。
- ・ あらゆる暴力から身を守る方法を身につけましょう。
- ・ 虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

②事業者・各種団体の役割

- ・ **誰も**がお互いの人権を尊重できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進、相談体制の支援を進めましょう。
- ・ 虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

③市の機関の役割

- ・ 男女共同参画に関する各種啓発や情報提供、人権問題についての相談受付等を行います。
- ・ 男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

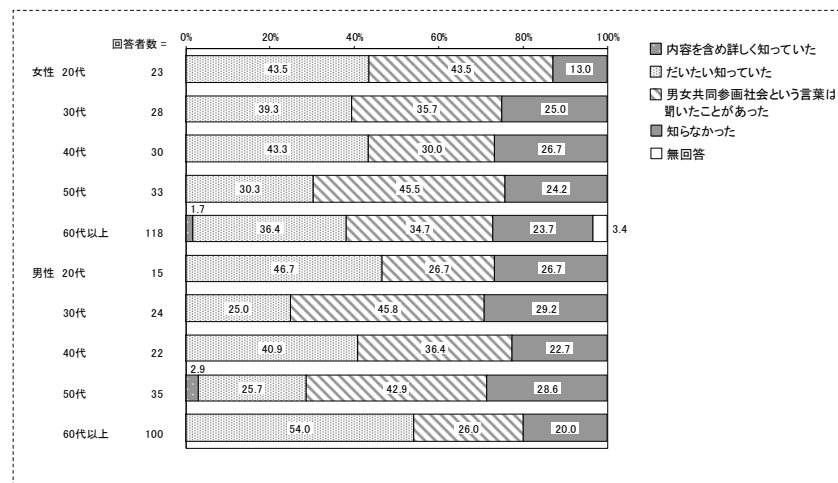
◆ 第2節 男女共同参画教育・啓発の充実

男女共同参画社会を実現するには、市民アンケート調査で男女共同参画の認知度が低かった**年齢層**を始め、すべての市民が男女共同参画についての認識を持つことが必要です。そのために、家庭・学校・地域・職場等の社会のあらゆる場における教育・学習の果たす役割は重要です。特に、家庭では親の意識が直接子どもに影響することから、性別にとらわれることなく、子どもの個性を大切に考える考え方の定着が必要です。学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、固定的な役割分担にとらわれず、主体的に将来を選択できるような**ジェンダー平等**の意識をはぐくむ教育を実践することが重要です。

また、以下のように男女共同参画に関する市民の意識をしっかりと把握し、効果的に意識改革をする必要があります。

- 認知度が低い**年齢層**を対象とする啓発と参加にも配慮した各種講座や学習機会の充実。
- 市民アンケートで男性が優遇されているとされる「社会通念・慣習・しきたりなど」

「家庭生活の場」「職場」の分野への重点的な啓発。



1. 推進施策

- (1) 家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進
(関係課等：企画課、生涯学習課)

家庭における子育ては、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、子育てをする親等に対し、男女共同参画の視点に立った子育ての意識啓発や学習機会の提供に努めます。また、地域において、男女共同参画の意識の向上を図り、地域活動への参加を促進するため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供に努めます。

事業名	事業の概要
各市民館の家庭教育教室	各市民館主催の親子を対象とした家庭教育・健全育成等の教室・講座等を支援する。
青少年健全育成事業	青少年健全育成推進協議会、少年補導委員会等との連携による家庭教育及び青少年の健全育成を推進する。
男女共同参画教育の啓発	広報たはらへ男女共同参画教育の情報を掲載する。
若年層等対象啓発事業	若年層等を対象とする男女共同参画に関する広報・啓発を行う。

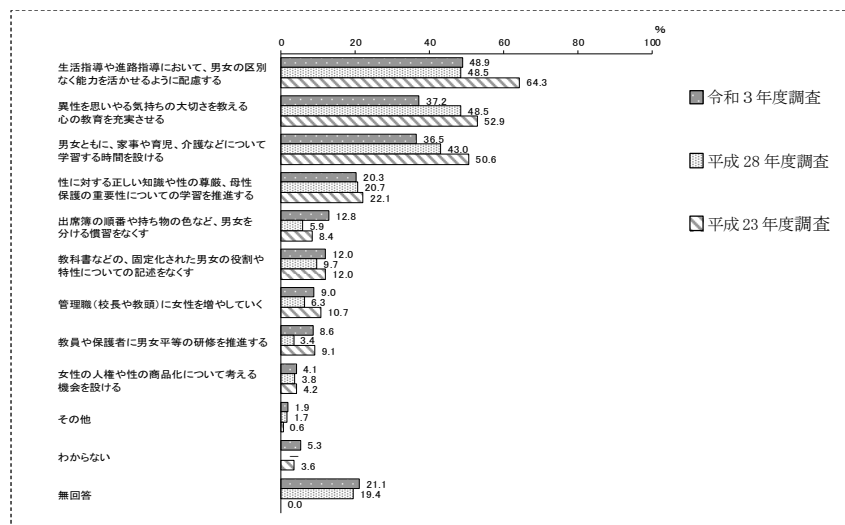
- (2) 学校における男女共同参画教育・啓発の促進
(関係課等：生涯学習課、学校教育課)

一日のうち多くの時間を過ごす学校生活は、子どもたちの意識形成に大きな影響を

与えます。

令和3年度の市民アンケート調査では、男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきかという問いには、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」の割合が最も高く、次いで、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」、「男女共に、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が高くなっているため、そうしたアンケート結果に配慮した学校教育を促進します。

事業名	事業の概要
小中学校家庭教育啓発講演会	各小中学校での児童・生徒及び親を対象とした家庭教育・健全育成等の講演会・講座等を開催する。
教科・道徳科・特別活動等での実践	児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳科、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解、協力の重要性などについて指導の充実を図る。



(3) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

(関係課等：企画課、生涯学習課)

誰もがお互いの個性や能力を発揮し、豊かな生活を送るためには、その能力や知識を高めることのできる学習の場が必要です。男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や学習機会を充実させます。

事業名	事業の概要
生涯学習情報の提供	女性が豊かな生活を送るため、能力や知識を高める生涯学習情報を提供する。
男女共同参画関連講座等の開催・支援(再掲)	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・社会的な性差別の問題点について関心を持ち、学習しましょう。
- ・性別にとらわれない生き方について考えてみましょう。
- ・学校のジェンダー平等教育に関心を持ちましょう。
- ・男女共同参画の視点に立った講座等に積極的に参加しましょう。

②教育関係者の役割

- ・すべての人の人権を尊重する豊かな心を育て、自ら学び考える教育を推進しましょう。
- ・子どもたちの手本となるよう、学校などの職場環境からジェンダー平等の取組を実践しましょう。

③市の機関の役割

- ・家庭、地域、学校等における男女共同参画の学習機会や情報を提供します。

◆◆ 第3節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革

社会通念や慣習、しきたり等は、男女共同参画を阻む要因の1つとなっています。市民アンケート調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」において男性が優遇されていると感じる人の割合が高くなっています。

家庭・地域・職場等の中に根づいている、ジェンダーの不平等意識を解消するために、啓発活動を通して問題提起し、慣習や制度の見直しについて広く呼びかけを行っていくことが必要です。

1. 推進施策

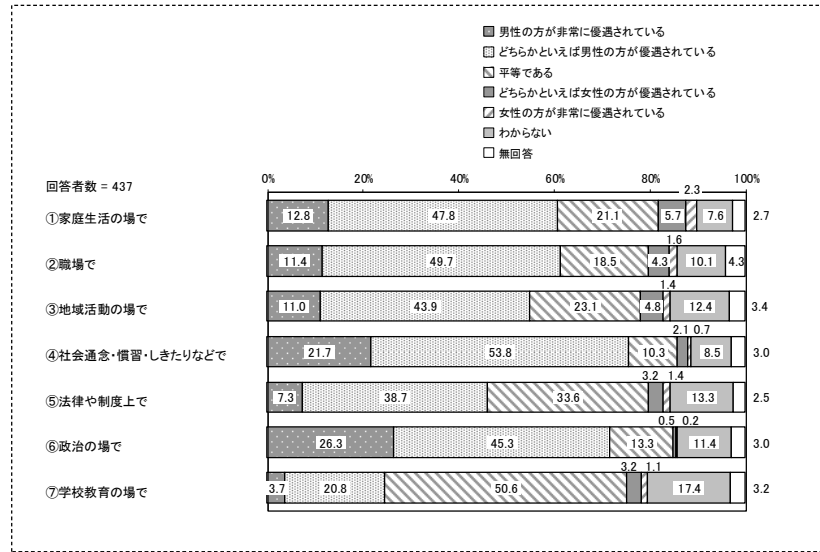
(1) 男女共同参画阻害要因についての問題提起

(関係課等：企画課)

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、家庭・地域・職場生活等における偏った伝統的慣習や慣行などについて問題提起をし、それを改善するための意識啓

発に努めます。

事業名	事業の概要
偏った慣習等の問題提起	家庭や地域における偏った伝統的慣習や慣行等について見直すきっかけとなるような情報を提供する。



2. 各主体の役割

①市民の役割

・「男は仕事、女は家庭」といったような性別による差別が、家庭や地域の中にないか見直し、改善しましょう。

②事業者・各種団体の役割

・男女共同参画の視点に立って偏った社会通念や慣習、しきたり等を見直し、改善しましょう。

③市の機関の役割

・偏った慣習及びアンコンシャス・バイアス^{※9}等を見直すきっかけづくりを行います。

◆◆ 第4節 あらゆる世代にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、性別、性自認、性的指向にとらわれず誰もが理解を深

めることが重要です。また、次世代を担う子どもと若者に積極的にアプローチし、男女共同参画の裾野拡大を図ります。

1. 推進施策

(1) さまざまな世代への男女共同参画の啓発

(関係課等：企画課、学校教育課)

事業名	事業の概要
男女共同参画の啓発	子どもから高齢者まで幅広い世代が男女共同参画を身近に感じられるよう、さまざまな方法で意識啓発を行う。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・男女共同参画は特定の人に関係するものと考えず、それぞれの立場で、家庭や学校など身近な男女共同参画について考えてみましょう。

②市の機関の役割

・子ども、若者等、あらゆる世代の男女共同参画社会への理解が進むよう啓発を行います。

■評価指標

「第1項 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり」の評価指標

評価指標名	H28年度調査 (H23年度調査)	目標	R3	把握方法
男女共同参画の認知度(市全体)	「内容を含め詳しく知っていた」「だいたい知っていた」計 36.7% (35.3%)	「内容を含め詳しく知っていた」「だいたい知っていた」計 50%以上	40.7	度市民アンケート調査
各分野におけるジェンダー平等意識	「平等」の割合	「平等」の割合の向上	21.1	市民アンケート調査
	①家庭 25.4% (25.8%)	30% 以上	18.5	
	②職場 17.6% (16.3%)	25% 以上	23.1	
	③地域活動 26.7% (26.5%)	30% 以上	10.3	
	④社会通念等 13.2% (10.0%)	15% 以上	13.3	
	⑤法律や制度 36.1% (39.4%)	40% 以上	50.6	
	⑥政治 19.8% (20.4%)	25% 以上		
⑦学校教育 55.7% (54.7%)	60% 以上			

第2項 誰もが参画できるまちづくり

◀趣旨▶

男女共同参画の「参画」とは、活動に「参加」するだけでなく、男女がより積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。男女が共同で「参画」できる社会の実現のために、行政・防災・防犯・環境共生・地域づくり・国際交流等のあらゆる分野へ意欲ある**多様な人々**が共に参画することを促進します。

平成23年3月の東日本大震災後は特に地域のつながり、絆の大切さが再認識されています。防災や防犯活動などをはじめとする地域活動に**参画し**、地域力を高めましょう。

◆◇ 第1節 政策・方針決定の過程への女性の参画推進

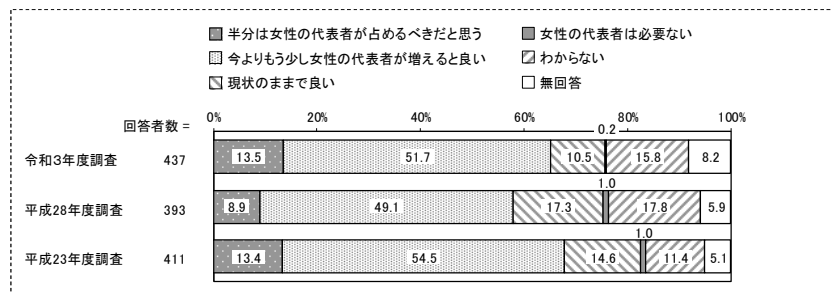
地域社会を代表する立場である、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

本市の政治・行政における女性の参画状況をみると、審議会・委員会等における女性登用率が22.04%（令和4年4月現在）です。また、市役所職員の採用は、近年、女性も多いものの、市役所の女性職員の管理監督職の比率は32.1%（令和4年4月現在）となっています。

一方、令和3年度の市民アンケート調査でも、「半分は女性の代表者が占めるべきだと思う」「今より女性の代表者が増えると良い」を合わせた“女性代表者が増えるとよい”という意見が約7割です。

女性がそうした代表者の立場になりやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにする必要があります。

なお、代表者・役員の登用には意見が偏らないよう男女の人数をなるべく均衡させることが大切です。



1. 推進施策

(1) 委員・役員等への女性の登用の推進

(関係課等：企画課、各課室)

女性と男性が共に参画し、住民の意見が平等に反映されるように、審議会、委員会等へ意欲と能力のある女性の登用を推進するとともに、地域を代表する団体等の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進します。

また、社会進出に消極的な女性が社会に積極的に参画していきことができるよう環境づくりとして、人材の発掘、人材の育成、啓発等に努めます。

事業名	事業の概要
審議会、委員会等の女性の登用推進	審議会、委員会等の女性登用率の目標を30%程度に設定する。 審議会、委員会等の職務指定の委員構成の見直し及び公募委員枠の拡大を図る。 審議会、委員会等の登用率のフォロー調査を実施する。
地域を代表する団体等の代表者・役員への女性の登用促進	地域を代表する農業協同組合、商工会等の団体の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進するための啓発等を実施する。
地域における女性役員等の登用の推進	地域活動における方針や意思決定の場に男女が平等に参加できるように、クォータ制導入を紹介するなどの啓発を 行いましょう 。
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
女性人材リストの作成、人材の活用	地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用 しませう 。

(2) 職場における女性の活躍の推進

(関係課等：企画課、人事課、商工観光課)

企業・団体・行政等について、意欲と能力ある女性の採用や管理・監督者への登用を促進するとともに、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

事業名	事業の概要
女性職員・社員の登用促進	意欲と能力のある女性職員の管理・監督者への登用促進のための啓発等を実施する。
市職員の女性管理職の登用推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用を推進する。
教職員の女性管理職の登用推進	教員の管理職に占める女性の割合をさらに高めていくため、管理職にふさわしい人材の育成に努める。
企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進する。
市職員のワーク・ライフ・バランス ^{※19} の推進	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制し、また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市役所が他の職場に率先して実施する。

(3) 人材育成

(関係課等：企画課、総務課)

社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合の目標を実現するために、継続就業やワーク・ライフ・バランス^{※19}等の環境整備を進めるとともに、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組を進めます。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
各種団体活動の推進	県等の研修情報等を提供し、女性団体や自主グループなどそれぞれの団体の主体性を活かした活動を推進する。
女性リーダーの育成・支援	女性が団体のリーダーや自治会等の役員に登用されるよう、人材育成に向けた講座を開催します。また、県の開催する男女共同参画人材育成セミナーの受講者を募集し、支援する。
女性デジタル人材 ^{※20} の育成・支援	テレワーク ^{※21} などの新しい働き方を実現するため、デジタル分野のスキルの取得・向上のための講座・研修会の開催や参加を支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 意思決定過程の場への女性の参画を積極的に働きかけましょう。
- ・ 審議会等の委員の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 男女共同参画関連の講座、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・ 身近な女性が社会に参画することを後押ししていきましょう。

②事業者・各種団体の役割

- ・ 女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。
- ・ 意欲と能力のある女性の、代表者・役員、管理・監督者への登用を進めましょう。
- ・ 女性の人材育成に努めましょう。

③市の機関の役割

- ・ 審議会・委員会等や職員の管理・監督者への女性登用を促進します。
- ・ **男女の意見が平等に反映されるよう、委員等の男女比がなるべく偏らないように働きかけます。**
- ・ 教職員の管理職への女性登用を促進します。
- ・ 市役所が他の職場に率先して、仕事と育児・介護等との両立ができる職場環境を整えるために、時間外勤務の抑制や各種休暇制度等の利用を促進します。

◆◆ 第2節 地域活動における男女共同参画の推進

「地域」は、私たちの生活のもっとも基礎的でかつ重要なコミュニティと言えます。助け合いによる地域コミュニティをつくるには、住民一人ひとりが積極的に地域活動に参画する必要があります。男性も女性も地域づくりに参加し、さまざまな立場の人へ配慮した、きずなの強い地域コミュニティをめざしましょう。

1. 推進施策

(1) 地域活動への女性の参画促進

(関係課等：総務課)

女性も積極的に地域活動に参画できる仕組みづくりを進めます。

事業名	事業の概要
地域活動への女性の参画促進	地域活動の中心となるコミュニティ団体等の運営に、女性が積極的に参加できる環境づくりを促進するため、コミュニティ団体等を対象とした男女共同参画に関する研修等を行う。

(2) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

(関係課等：企画課、商工観光課)

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を誰もが参画し新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会参加活動やNPO活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報たはら等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ まちづくりや地域づくりに関心を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 自治会活動や地域のリーダーは男性がやるものと決めつけず、誰もが積極的に参加しましょう。
- ・ 普段からコミュニケーションが図られるように自治会活動に参加しましょう。
- ・ 男女で協力できる環境づくりに努めましょう。

②地域団体の役割

- ・ 自治会運営等において、女性の意見が反映される仕組みをつくりましょう。
- ・ 女性の参加が促されるような組織の運営を考えましょう。
- ・ 女性や転入者が参加しやすいきっかけづくりを行いましょ。

③市の機関の役割

- ・ 地域コミュニティや協働事業における男女共同参画を推進・支援します。

・ **男女の意見が平等に反映されるよう、委員等の男女比がなるべく偏らないように働きかけます。**

◆◇ 第3節 防災（災害復興を含む）、防犯活動における男女共同参画の促進

防災（復興）対策は、多様な性のニーズの違いを把握して進める必要があります。平成23年に発生した東日本大震災では、避難所運営、救助・救出、災害復興など様々な場面で女性の視点が欠落し、被災者の生活に支障が出ました。このような課題を解決するためには、女性や性的マイノリティが、意思決定の場に参画することが求められます。

災害時に、男女共同参画の視点からの災害対応や避難所等の運営をスムーズに行うために、普段から男女共同参画担当と防災担当で連絡調整を行っておくことが大切です。

また、地域での防犯活動にも、地域全体で様々な立場の人に配慮した安心・安全なまちづくりを進めることが大切です。

地域コミュニティにおける防災・防犯活動に**誰もが**参加し、日頃からつながりの強い地域づくりを進めましょう。

1. 推進施策

(1) 多様な性の人々視点到十分配慮した防災対策の立案と実施

(関係課等：防災対策課、地域福祉課)

被災・復興時の諸問題を解決するため、多様な性の人々の視点到十分配慮した地域防災計画等を策定する必要があります。

防災を担う組織全般において女性の参画を進めることで、多様な視点や意見を反映しやすい環境づくりに努めます。

また、災害復興にあたるボランティア、NPOとの連携を図り、男女共同参画の視点到配慮した復興支援が行われるように努めます。

事業名	事業の概要
多様な性の人々視点到配慮した防災対策の立案、実施	防災に関する政策・方針決定過程及び避難所運営会議等に女性が積極的に参加できる環境整備を支援する。
	多様な性の人々視点到配慮した各種防災関係計画づくりや施策の推進をする。
	多様な性のニーズの違いに配慮した避難所の開設、運営・管理の体制整備を促進する。

(2) 自主防災活動への多様な性の人々の参画及び防災知識の習得の促進

(関係課等：防災対策課)

固定的な役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画及び女性リーダーの育成など男女共同参画の視点到自主防災活動に取り入れることを奨励します。

事業名	事業の概要
地域における防災対策の支援	各区、自治会など地域ぐるみの自主防災組織において実施される災害対応研修や訓練への女性の参加を積極的に推進し、女性リーダーの育成、地域防災における機能強化を支援する。
防災に関するワークショップ※22、研修会等の開催	防災に関するワークショップ、研修会等への市民の参加を促進する。
多様な性の視点到配慮した防災対策の立案、実施（再掲）	多様な性のニーズの違いに配慮した避難所の開設、運営・管理の体制整備を促進する。

- (3) 地域の防犯活動における男女共同参画の推進
(関係課等：総務課)

地域の防犯活動に誰もが取り組み、多様な性の人々の視点に配慮した安心・安全なまちづくりを進めます。

事業名	事業の概要
防犯活動への多様な人々の参画の促進	地域の防犯活動に、多様な人々の参加を促進する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 自主防災活動、防災に関するワークショップ、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりをめざしましょう。

②市の機関の役割

- ・ 多様な性の人々の視点に配慮した防災活動・防犯活動を推進・支援します。

◆◆ 第4節 環境分野への男女共同参画の促進

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを目指した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」をさらに進めていくためには、市民一人ひとりがエコライフに取り組み、環境負荷の軽減に努めるとともに、環境に対する理解・意識の高揚、地域環境力を高めることが大切です。そのためには豊かな知識や経験がより広く生かされるよう環境分野において男女共同参画の視点から活動を支援していきます。

1. 推進施策

- (1) 環境分野での意思決定過程への女性参画の促進
(関係課等：環境政策課、廃棄物対策課)

環境に関する女性の豊かな知識や経験を十分活かすため、環境分野での事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

事業名	事業の概要
環境分野の会議等への女性の登用促進	環境分野に女性の経験等を活かすために会議等への女性の登用を促進するとともに、フォロー調査を実施する。

- (2) 地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援
(関係課等：企画課、環境政策課、廃棄物対策課)

環境分野に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進し、地域における環境学習の推進や地域団体の活動を支援します。

事業名	事業の概要
地域団体の環境美化活動の支援	自治会等の実施する環境美化活動を支援する。
地域団体における環境啓発活動	地域団体の主催する環境学習のための講座・イベント等を支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 環境分野の会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 環境美化活動、環境学習の講座・イベント等に積極的に参加しましょう。

②地域団体の役割

- ・ 環境美化活動、環境学習のための講座・イベントを積極的に開催しましょう。

③市の機関の役割

- ・ 環境分野における男女共同参画の意識の浸透を図ります。

◆◆ 第5節 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進(再掲)

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を誰もが参画し新たな視点で見直し、まちづくりを進め、地域の活性化、暮らしの向上を実現する必要があります。その際に、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進することも課題となります。

1. 推進施策

- (1) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
(関係課等：企画課、商工観光課)

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を誰もが参画し新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会参加活動やNPO活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報たはら等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 市民活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域づくりや観光事業等で活躍する女性を応援しましょう。
- ・ 地域づくりや観光事業等に関連する会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 女性が中心となって地域づくり団体等を設立しましょう。
- ・ 女性が活躍する先進地研修や地域づくり団体等に積極的に参加しましょう。

②地域団体の役割

- ・ 女性が中心となる活動を支援しましょう。
- ・ 住みやすい地域を目標に、みんなで自主的な活動に取り組みましょう。

③市の機関の役割

- ・ 地域づくりや観光施策に多様な性の人々の視点を反映します。

◆◇ 第6節 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現は、日本のみならず、世界共通の課題でもあります。このため、各国の参画をめぐる現状と取組などの情報を収集し、市民に周知を図る必要があります。また、国際交流を通じて広い視野を持ち、多様な考え方への理解を養うことも求められます。

また、田原市にはおよそ 1,581 人の外国人が生活しています。(R4 年 7 月末現在、男性 432 人、女性 1,149 人) 地域レベルで多文化共生を推進し、男女共同参画の視点での国際交流・協力などを支援していきます。

1. 推進施策

(1) 国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供

(関係課等：企画課、広報秘書課)

国連の男女共同参画の活動や各国の男女共同参画をめぐる現状や取組などの情報を収集するとともに、市民に提供し、市民がより広い視野、男女共同参画に関する視点を養うことができるように努めます。

事業名	事業の概要
国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	国際的な男女共同参画に関する情報を収集し、市民に提供する。広報「たはら」等へ国際的な男女共同参画に関する情報を掲載する。

(2) 男女共同参画への理解を養う国際交流の促進

(関係課等：広報秘書課)

本市の姉妹都市や友好都市との交流及び国際協力を通して、市民の国際理解を推進し、国際性・男女共同参画への理解を養います。

事業名	事業の概要
姉妹・友好交流、国際協力事業	姉妹都市と友好都市との交流（行政交流・中学生派遣事業《教育委員会》）を進める。 JICA等各種研修生を受け入れる。

(3) 市民参画による国際交流・多文化共生の促進

(関係課等：広報秘書課)

市民団体による国際交流活動を促進し、活動団体への多様な人々の参画を支援します。

事業名	事業の概要
国際交流・多文化共生関係団体支援	国際交流・多文化共生関係団体の実施する関連事業への支援・後援を行う。

(4) 在住外国人の生活支援

(関係課等：広報秘書課)

多言語や「やさしい日本語」による情報提供や日本語教室の充実等を行い、外国人

の地域コミュニティへの参加を支援します。

事業名	事業の概要
在住外国人支援事業	各課において作成する生活に必要な情報（ごみ収集カレンダー、防災マップ等含む）を多言語等にして在住外国人に伝える。 生活に必要な日本語を習得するため、日本語教室を実施する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 国際交流・多文化共生事業に積極的に参加して、それぞれの個性や能力を発揮し、男女共同参画の理解を深めましょう。

②国際交流団体の役割

- ・ 男女共同参画の視点を持った国際交流・多文化共生の活動をしましょう。

③市の機関の役割

- ・ 男女共同参画の視点を活かした国際交流・多文化共生の推進、市民活動支援を行います。

■評価指標

「第2項 誰もが参画できるまちづくり」の評価指標

評価指標名	H28 現状値 (H27 現状値)	目標	R 3	把握方法
審議会、委員会等への登用促進	合計	30%以上	22.04	市調査
	審議会等（地方自治法第202条の3） 23.8%（2.5%）		23.02	
	委員会等（地方自治法第180条の5） 16.3%（18.6%）		15.38	
市役所の女性職員の登用促進	市職員の管理監督職に占める女性の割合 34.7%（32.4%）	35%以上	32.1	市調査
教員の管理職への登用促進	教員の管理職に占める女性の割合 14.5%（16.0%）	30%以上	20.5	H28 年度教育委員会調査
現在の地域活動の参加状況	第5章データ集（P59）参照	参加率上昇	P59参照	市民アンケート調査

第3項 生涯安心の暮らしづくり

◀趣旨▶

すべての人が共に生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるような社会を実現するため、心身に対する安心安全を図るとともに、生涯を通じた健康の保持増進、性差に応じた的確な医療である性差医療等の啓発に努めます。

高齢者や障がい者を社会全体で支える各種福祉サービスの充実及び社会参画の機会の充実を目指します。

また、ひとり親家庭の個々の態様に応じた自立支援等を通じて、生涯にわたる心身の健康と生活の充実を目指します。

◆第1節 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

すべての人が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、市民が健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援をする必要があります。

1. 推進施策

- (1) 多様な性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重
(関係課等：健康課、学校教育課)

一人ひとりが互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるように意識啓発に努めます。

女性が身体的、精神的、社会的により自分らしく生きられるように、安全で満足できる性生活、子どもを産むかどうか、いつ産むか、何人まで産むかを自分自身で決める自由など、自分の身体と性について決めるのは自分自身だということへの理解の普及と意識啓発に努めます。

誰もが自らの SOGI を尊重し、LGBT**23 など、性的マイノリティへの理解と社会的認知への意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の身体に関する自己決定権の尊重に関する意識啓発	自分の身体と性について決めるのは自分だということへの広報等による意識啓発、セミナー等の開催による情報提供や知識の習得を支援する。
健康相談	性に関する相談、正しい理解の促進や健康不安解消を図る。
学校での性教育の充実	<u>正しい発達段階に応じた性教育を充実させ、正しい知識を身につけて</u> 自分を大切だと思える教育を推進する。
学校での命の学習	小中学校と赤ちゃんとのふれあい体験や小中学生の妊婦体験等を通して、子どもが命の大切さを学ぶ機会を充実させる。
<u>性的マイノリティへの理解促進と支援（再掲）</u>	<u>一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認めるパートナーシップ制度の拡充と周知を図る。</u>

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

(関係課等：健康課、親子交流館)

女性が安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊娠届出^{*24}時から支援を開始し、家庭訪問や各種相談、教室の開催、妊産婦・乳幼児健康診査など母子保健の充実に努めます。

事業名	事業の概要
健康診査の実施	妊産婦乳児・4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査、むし歯予防教室を実施する。
母子健康手帳交付	<u>妊娠届出</u> 時に、妊娠・出産・子育て・家庭に関する相談支援を行う。
育児相談	乳幼児・妊産婦を対象とした健康相談、栄養相談、母乳相談、離乳食相談、歯科相談を実施する。
予防接種	乳幼児、児童生徒を対象とした予防接種を実施する。
家庭訪問	新生児・乳幼児・妊産婦のいる家庭へ訪問し、保健指導・身体計測・相談等支援を行う。

(3) 生涯を通じた心身の健康維持と増進

(関係課等：健康課)

市民一人ひとりが健康づくりに関する自己管理能力を高めるよう、それぞれのライフステージ^{*25}に応じた健康課題に対する知識の普及啓発や健康づくりを推進します。

業名	事業の概要
健康づくり事業	健康に対する意識を啓発するとともに、健康について見直す機会を提供する。
健康診査及びがん検診の受診推進	健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗しょう症健診、歯の検診について受診の推進を図る。
健康教育	病態別教室、運動教室、一般健康講座等を実施する。
訪問指導等の充実	健診の結果、生活習慣の改善の必要な方に、訪問指導を実施する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- 健康支援事業に積極的に参加しましょう。
- 多様な性と健康を理解し、お互いの性と健康を尊重しましょう。
- 自分や家族の健康の保持に努めましょう。

②教育関係者の役割

- 正しい発達段階に応じた性教育を充実させ、正しい知識を身につけて自分を大切だと思えるような教育を推進しましょう。

③市の機関の役割

- 多様な性の違いや健康づくりへの理解促進を図ります。
- 各種健康診査やがん検診や予防接種などを実施します。

◆◇ 第2節 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備

これからの社会において、高齢者・障がい者が社会への参画機会を持ち、自立し生き生きと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

現在、高齢者・障がい者の介護負担は家族、とりわけ女性に偏っており、社会全体で支える介護保険制度、障害者総合支援法[※]における福祉サービスを着実に実施していくの提供など社会的に支援する必要があります。

また、地域社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者・障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他のあらゆる人々と共に社会を支える重要な一員として高齢者・障がい者の役割を積極的にとらえる必要があります。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成25年4月1日施行)

1. 推進施策

(1) 高齢者の自立支援

(関係課等：高齢福祉課、生涯学習課、スポーツ課、**東三河広域連合**)

高齢者に対し、社会参加、スポーツや学習活動への参画機会の提供や、能力活用
環境の整備などの支援を進め、高齢者の自立を支援します。

事業名	事業の概要
高齢者への就労支援	シルバー人材センターにより高齢者に就業の機会を提供する。
高齢者の生きがいづくり と健康づくり推進事業	しおさい大学 、歩け歩け運動、高齢者スポーツ、趣味のグループ活 動等を実施する。
老人クラブ活動	社会参加やスポーツをしたり、教養を高めたりする組織を運営する。
介護予防教室	筋力トレーニング教室、閉じこもり予防教室、すこやか元気体操等 を実施する。

※平成 30 年度から、介護保険事業が東三河広域連合にて実施されます。

(2) 障がい者への総合的支援

(関係課等：地域福祉課)

障がい者に対し、地域生活の充実、社会活動への参画機会の提供や、能力活用
環境整備等の支援を進め、総合的な支援を行います。

事業名	事業の概要
地域生活支援事業	障がいのある方の就業支援を始め、生活全般の支援を行う。

(3) 介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援

(関係課等：高齢福祉課、**東三河広域連合**)

高齢者が安心して生活できる環境整備と家族の負担軽減、精神的支援等を推進しま
す。

事業名	事業の概要
介護教室	家族介護教室 、認知症介護教室を開催する。
介護保険事業	介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスを充実させ、介護者 の負担を軽減する。
高齢者福祉サービスの 充実	高齢者が安心して生活できるよう高齢者福祉サービスを充実する。

※平成 30 年度から、介護保険事業が東三河広域連合にて実施されます。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・積極的に高齢者・障がい者との交流の場に参加しましょう。
- ・高齢者の社会参加、スポーツ等を支援しましょう。
- ・高齢者は、社奉参加・スポーツ等に積極的に参加しましょう。
- ・障がい者の社会参加を支援しましょう。
- ・男性も積極的に介護に参加しましょう。
- ・**多様な人々**がともに介護を支えましょう。

②地域の役割

- ・**高齢者の介護等を地域で、互助で支えましょう。**

③事業者の役割

- ・高齢者・障がい者の就業を支援しましょう。

④市の機関の役割

- ・高齢者の自立支援や障がい者への総合的支援、各種福祉サービスの**補完・充実**を図
ります。

◆◆ 第3節 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶 (田原市DV対策基本計画)

DV（ドメスティック・バイオレンス）など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されることではありません。

田原市の令和3年度市民アンケート調査において、DVを一度でも受けた経験がある人は14.7%で、被害者は男性よりも女性が多い傾向があります。また、DV被害について相談できた人は約半数であり、「自分さえ我慢すれば何とかやっつけていける」「相談するほどのことでもない」など相談できない人もおり、DVの問題が潜在化していることが伺えます。

このような女性に対する暴力の背景には、固定的性別役割分担意識や男女の経済力の格差などに根ざした社会的・構造的問題があり、男女共同参画社会の実現に向けた解決すべき課題が存在します。

また、男性や性的マイノリティ、子供、高齢者、障がい者、外国人等が暴力被害者となる場合もあり、その背景事情にも十分に配慮する必要があります。

パートナーに対する暴力の根絶に向けて、個人の尊厳を尊重し、パートナーからの暴力を容認しない社会の実現や、DV被害者の相談や保護、自立支援に関わる施策や、DVを繰り返さないよう加害者の更生を助ける取組を推進・充実させることが必要です。

1. 推進施策

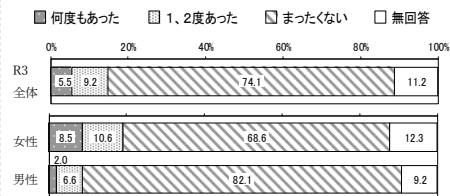
(1) DVの正しい知識や予防のための啓発活動

(関係課等：子育て支援課)

DVに関する正しい知識を広く啓発し予防に努めます。

事業名	事業の概要
広報啓発活動による普及	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や関係機関の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行う。

○ セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを、自分が経験したり、そのような話を聞いたことがあるか。



(2) DV被害者の安全確保と自立支援の充実

(関係課等：子育て支援課)

関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する必要があります。

事業名	事業の概要
関係者による通報の周知	市民や保健・医療・福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図る。
DV被害者の安全確保	関係機関と連携し、緊急一時保護を実施し、被害者の安全を確保する。
DV被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底する。
DV被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。

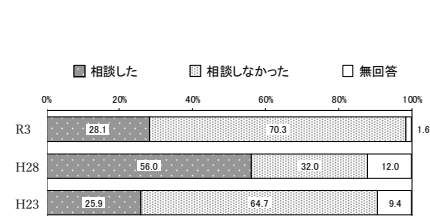
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

(関係課等：子育て支援課)

市のさまざまな相談や窓口の担当部署のほか、各関係機関のそれぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化します。

事業名	事業の概要
DV等に関する相談事業	家庭相談事業を中心にDV等についての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について積極的に周知を行う。
庁内連携の強化	相談や窓口対応で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携の強化を図る。
関係機関との連携強化	警察や県（女性相談センター）などの関係機関のほか、学校、医療関係者、民生委員や主任児童委員などの福祉関係者との連携を強化する。

○ DV被害にあったとき、誰かに相談したか



2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ DVについて正しく理解し、DVはどんな理由があっても決して許されないという認識を持ちましょう。
- ・ DVについてNPOなどが主催する学習会等に積極的に参加し学びましょう。
- ・ 家庭内でDVについて話し合しましょう。
- ・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談ができるように助言をしたり、市や警察等に通報するように努めましょう。
- ・ DVの被害にあった時は悩まずに相談しましょう。

②各種団体の役割

- ・ DVの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めましょう。
- ・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談ができるように助言をしたり、その人の意思を尊重した上で、市や警察等に通報するように努めましょう。

③市の機関の役割

- ・ 広報誌等でDVについて広く市民に啓発し、DVへの理解が広がるよう取り組みます。
- ・ さまざまな施策や制度を活用して、被害者の立場に立った相談対応やきめ細やかな支援を行います。
- ・ 被害者の安全の確保や自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 警察などの関係機関と連携して、加害者対応に取り組みます。

◆◇ 第4節 貧困など生活上の困難に直面する人々への支援

離婚率の高まりとともに、今後、母子・父子世帯のひとり親家庭が増えていくことが予想されますが、ひとり親家庭は、仕事・家事・育児を一人で全て担う必要があり、経済・教育・健康面等で不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の生活安定や、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

また、日常生活や社会生活のなかで女性であることにより直面する様々な困難な問題を抱える女性が自立し安心して暮らせる社会を実現するため、問題の発見、相談、心身の健康の回復援助や自立支援など多様な支援が必要です。

1. 推進施策

(1) ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

(関係課等：子育て支援課)

それぞれの状況に応じたひとり親家庭への自立支援を行います。

事業名	事業の概要
母子・父子家庭相談事業	母子・父子自立支援員による子育て・就業等に関する相談に対応する。
母子・父子自立支援事業	母子・父子家庭の自立を促進するため、自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金を支給する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ ひとり親家庭を地域が一体となって支えましょう。

②市の機関の役割

- ・ ひとり親家庭の自立支援、相談受付などを行います。

■評価指標

「第3項 生涯安心の暮らしづくり」の評価指標

評価指標名	H28 現状値	目標	R 3	把握方法
育児を楽しんでいる保護者の割合	4か月児健診 88.2%	4か月児健診 95%	90.2	健康たはら21計画調査 (市調査)
	1歳6か月児健診 87.6%	1歳6か月児健診 90%	86	
	3歳児健診 79.8%	3歳児健診 90%	83.8	
運動習慣のある者の割合	男性 31.5%	男性 35%	32.2	
	女性 26.5%	女性 30%	26.1	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を知っている人の割合	81.7%	85.0%	86.5	市民アンケート調査

第4項 働きやすい場づくり

◀趣旨▶

意欲のあるすべての人がその能力や経験を生かすことができる社会を実現するために、職場での性差別を解消するとともに、安心して子育てや介護をしながら生涯を通じて充実した職業生活を営めるよう、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立させることのできる環境づくりが必要です。

また、非正規雇用に起因する貧困や健康に関する不安など生活上の困難を解消し、安定的な生活が営める環境づくりを目指します。

◆◆ 第1節 事業所における性差別の解消・雇用環境の整備

昭和61年の男女雇用機会均等法の施行から、平成11年、平成19年、平成28年の改正均等法の施行を経て現在までに女性労働者を取り巻く環境の法整備がなされ、状況は大きく変化しています。しかし、市民アンケート調査からもわかるように、職場における男女差別がなくなったわけではありません。男女雇用機会均等法や労働基準法の定着のために、関係機関と連携を図り、事業所等に周知を図ります。

1. 推進施策

- (1) 事業所に対する男女共同参画に関する啓発
(関係課等：企画課、商工観光課)

雇用者への男女共同参画に対する知識・意識の向上のために、事業所に対し労働関連法規、各種助成制度等の労働関連情報を周知し、労働環境の向上を図ります。

事業名	事業の概要
事業所に対する男女共同参画の啓発	事業所へ法制度紹介及び女性の労働条件の向上に向けた情報を提供する。
役割分担意識に根ざす制度や慣行の見直し	固定的な男女の役割分担意識に根ざす誤った制度や慣行を見直すよう意識啓発を行う。

- (2) 非正規労働者の雇用環境の整備の促進 (関係課等：企画課、商工観光課)

非正規労働者は、正社員と比べて、能力開発の機会に恵まれず、十分なキャリア形成ができないことや、不安定な雇用形態にあることから、雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進するため、事業所の取組が推進されるよう関係法令等の周知啓発を図ります。

また、非正規労働者に対して、相談対応や情報の提供により正規雇用への転換支援に努めます。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 労働に関する法制度等の知識を高め、男女平等の職場づくりを目指しましょう。
- ・ 職場における固定的な男女の役割分担を見直し、改善しましょう。

②事業所の役割

- ・ 労働に関する法制度等を守り、男女格差をなくし、労働環境を向上しましょう。
- ・ 性別による役割分担をなくしましょう。

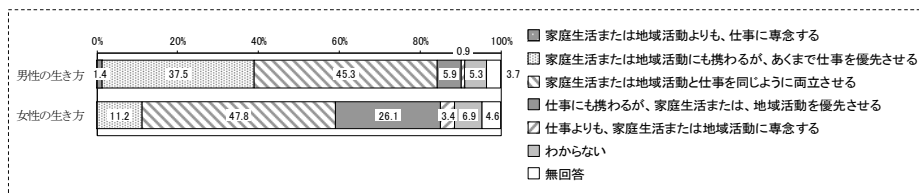
③市の機関の役割

- ・ 事業所に対し男女共同参画意識の向上や役割分担意識の解消を啓発します。

◆◆ 第2節 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民アンケート調査によると、生き方として望ましいものについて「仕事と家庭生活をともに優先したい」の割合が最も高くなっていますが、働く女性が増えるなか、「女性は仕事も家庭も」という二重の負担を担っている面もあります。社会情勢等の変化に対応し、男性が家庭生活へ積極的に参画することができるように環境を整える必要があります。

このため、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、働き方の見直しを進め、「育児・介護休暇を取得しやすい環境」及び「育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境」を整えることが課題です。



1. 推進施策

(1) 仕事と家庭の両立支援の啓発

(関係課等：企画課、人事課)

家庭でパートナー間の協力関係を十分話し合うなどの仕事と家庭生活との両立に

関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しを進めるための意識啓発を企業及び市民を対象に進めます。また、ファミリーフレンドリー企業^{※26}の普及啓発に努めます。

事業名	事業の概要
市民への意識啓発	広報、パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識を啓発する。
企業への意識啓発	パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識啓発、企業向けセミナー等の実施、ファミリーフレンドリー企業の普及啓発を行う。
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進(再掲)	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制し、また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市役所が他の職場に率先して実施する。

(2) 子育て支援

(関係課等：子育て支援課、親子交流館、健康課、生涯学習課)

仕事と子育ての両立や子育てに係る負担感を緩和・除去し、だれもが安心して子育てができるような環境を整えていきます。また、男性の子育てへの参画を推進します。

事業名	事業の概要
通常保育事業	保育園での保育を充実させ、性別による固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう配慮する。
特別保育事業	保育園での延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育を実施する。
児童クラブ(学童保育)	保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、生活の場の提供を行う。
放課後子ども教室	小学校に就学している児童に対して、安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。
児童センター運営事業	児童の活動の場として、また、子育て相談や母親サークルの活動の場としての子育て支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	会員制の育児相互援助組織を運営し、地域における子育て支援や育児負担の軽減を図る。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する相談や情報交換の場として、 さくらルーム・なのはなルーム・こがめルーム・出張子育てひろば を開設運営する。
妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠・出産・子育てに対する相談に応じ、必要なサービスが受けられるように切れ目なく相談支援を行う。
男性の子育て参加支援	母子手帳交付時に父親の育児参加を促すパンフレットを配付する等、男性の子育て参加を支援する取組を行う。

(3) 女性へのデジタル就業支援

(関係課等：企画課)

子育てや介護等と両立しながら働き続けられるように、テレワークなど多様で柔軟な働き方でデジタル就労が可能な環境づくりを目指します。

テレワークなどの新しい働き方を実現するため、女性のデジタル分野のスキルの取得・向上のための講座や研修会の開催や参加を支援します。また、事業所及び市民を対象に新しい働き方の周知啓発に努めます。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ 家庭生活を家族全員で支えましょう。(特に家事・育児・介護については男性の参加が望まれています。)
- ・ 子育て支援事業等に積極的に参加しましょう。
- ・ **仕事と家庭の両立のためスキルアップ研修等に参加しましょう。**

②地域の役割

- ・ 子育て等を地域全体で支えましょう。

③事業所の役割

- ・ 仕事と家庭の両立を支援しましょう。
- ・ 子育て支援を積極的に行いましょう。
- ・ **テレワークなど新しい働き方の環境を作りましょう。**

④市の機関の役割

- ・ 仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実に努めます。

◆◆ 第3節 農・林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進

田原市の**農業第一次産業**従事者は、就業者全体の約3分の1を占め、愛知県や近隣市町村に比べて多くなっています。このため、女性の就業率は高いのですが、**農・林・水産・商工**など自営業に従事する女性の立場は、**家事や育児、介護と仕事の三重何重もの負担**を強いられる一方で、就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。

こうした状況を解消するため、**農・林・水産・商工**など自営業に従事する女性の労働条件の改善や、女性自身が事業の方針決定に積極的に参画できるよう、意識啓発に努める

必要があります。

1. 推進施策

(1) 対等なパートナーとなるための意識啓発

(関係課等：農政課、商工観光課)

誰もが対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、意識啓発に努めます。また、女性の方針決定過程への参画を促進します。

事業名	事業の概要
女性リーダーの育成	女性の 農・林 ・水産・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための女性リーダー育成セミナー等を開催する。
女性農業経営研修	農業経験に関するノウハウの取得等により、経営者の育成を図るための研修を開催する。

(2) 女性の労働条件の向上

(関係課等：企画課、農政課、商工観光課)

仕事や家事・育児・**介護の両面**において、負担を強いられることが多い**農・林**・水産・商工など自営業で働く女性の労働条件が改善されるよう、環境整備・意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の労働条件改善の啓発	農・林 ・水産・商工などの関連団体の労働条件改善活動を支援する。広報「たはら」等へ女性の労働条件改善に関する情報を掲載する。

(3) 家族経営協定の促進

(関係課等：農業委員会事務局)

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定を促進し、労働条件が改善されるよう支援します。

事業名	事業の概要
家族経営協定の促進	「田原市家族経営協定ネットワーク協議会」が中心となり、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定の締結を促進する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・ **誰もが**仕事の対等なパートナーとなるようにしましょう。

- ・女性の労働条件を改善しましょう。
- ・家族経営協定を締結しましょう。

②事業所の役割

- ・仕事と家庭が両立できる事業所をつくりましょう。

③市の機関の役割

- ・誰もが仕事の対等なパートナーとなるよう啓発・支援を行います。

◆◆ 第4節 女性のチャレンジ支援

意欲と能力を持った女性が、遠慮なく社会で活躍できるよう女性のチャレンジを支援します。

1. 推進施策

(1) 農林水産業に関するチャレンジの支援

(関係課等：農政課、営農支援課、農業委員会事務局)

新規就農・担い手育成や農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売などの農林水産業にチャレンジをしたい女性への情報提供を行い支援します。また、男性の理解・協力等により、女性が活動等に参画できるような環境整備に努めます。

事業名	事業の概要
新規就農者・担い手育成の支援	新規就農者や農林水産業の担い手の育成を支援する。
農林水産業女性チャレンジ支援	女性が中心の農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売・交流等の農林水産業に関連するチャレンジ事例の収集・紹介、チャレンジへの支援を検討する。

(2) 起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援

(関係課等：企画課、商工観光課)

起業、NPO・ボランティア等の活動を発足したい女性へ情報提供等の支援をするとともに、様々な活動に参加できるよう環境整備、広報啓発に努めます。

事業名	事業の概要
起業、NPO・ボランティア等発足支援事業	起業、NPO・ボランティア等発足を支援するために情報提供、セミナー・相談事業等を実施する。
女性チャレンジ事例の紹介	女性のチャレンジ事例の情報収集・紹介等による意識啓発をする。

(3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

(関係課等：企画課、商工観光課)

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、仕事に再チャレンジできるよう、就業につながる職業訓練・再教育を受けるための情報提供をし、家庭と仕事を両立するための環境整備を進めます。

事業名	事業の概要
女性再チャレンジ支援事業所紹介事業等	女性の再チャレンジを支援する優良な事業所等を紹介し、意識啓発等を図る。
女性デジタル人材の育成・支援（再掲）	テレワークなどの新しい働き方を実現するため、デジタル分野のスキルの取得・向上のための講座・研修会の開催や参加を支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- ・チャレンジする人を応援しましょう。
- ・新規就農、起業・NPO・ボランティア等に積極的にチャレンジしましょう。

②事業所、各種団体の役割

- ・チャレンジする人を支援しましょう。

③市の機関の役割

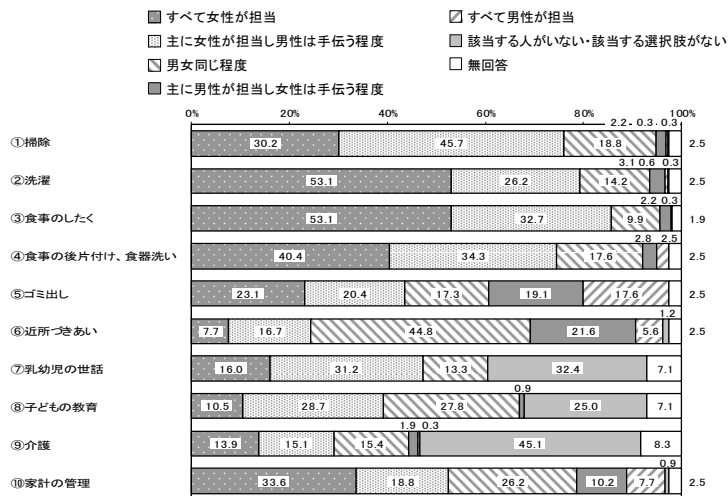
- ・女性が積極的にチャレンジできるような情報提供・支援を行います。

■評価指標

「第4項 働きやすい場づくり」の評価指標

評価指標名	H28 現状値	目標	R 3	把握方法
家庭での男女の役割分担の現状	H28 年度市民アンケート調査結果参照 (P63)	「すべて女性が担当」の減少	表参照	市民アンケート調査
保育園の待機児童0の継続	0人	0人	0	市調査
特別保育利用者数	延長保育 4,400人	延長保育 4,500人	215	市調査
	休日保育 54人	休日保育 144人	144	
	一時預かり 2,255人	一時預かり 2,400人	1,394	
	病児病後児 一人		205	
女性の年齢別就労割合におけるM字カーブ※27の男性との差	20～29歳 28.0%	20～29歳 25%	8.3%	国勢調査
	30～39歳 35.1%	30～39歳 32%	15.1%	
家族経営協定締結戸数	H27 年度 260戸	H28 年度 260戸 (たはら 21 新農業プラン改訂版より)	330	県 田原 農業改良普及課調査
新規就農者数	H27 年度 40人	H25～H28 年度 120人 (たはら 21 新農業プラン改訂版より)	23	県 田原 農業改良普及課調査
市職員一人当たりの年間の年次休暇取得日数	H27 年 9.2日	12日以上	9.9	H28 年度市調査
市職員一人当たりの月間の超過勤務時間	H27 年度 14.9時間	10時間以下	11.9	H28 年度市調査

■家庭での男女の役割分担の現状 (R3 年度市民アンケート調査)



第4章 推進体制

第1項 推進体制の整備

◀趣旨▶

男女共同参画社会の実現を目指し、地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等この計画に盛り込まれた各事業を総合的かつ効率的に実施していくために、市の各部署の連携強化を図るとともに、市と市民との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

◆◇ 第1節 推進体制の整備と市民との協働

この計画に盛り込まれた地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等の事業は、市の様々な部署において実施することとなります。これらの事業を着実に推進していくために、市の各部署が横断的に連携できる推進体制を整備します。

また、この計画を着実に推進していくために、市民を構成員とし、計画の推進状況について意見交換等を行う組織の設置等、市民を含めた推進体制を整備するとともに、男女共同参画に関する講座や行事について市民団体・ボランティア等と積極的な連携を図ります。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
市職員の男女共同参画に関する研修	市職員が各事業で男女共同参画の視点に立った事業の実施が行えるよう研修を実施する。
男女共同参画に関する調査体制の整備	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置	市民と市行政との協働により、計画の推進状況などについて意見交換等を行うための市民を構成員とする組織を設置する。
市民団体・ボランティア等との連携事業の実施	男女共同参画に関する講座等を市民団体やボランティア等と連携して実施する。
男女共同参画関連情報・相談・活動・交流等の拠点の整備	男女共同参画関連の情報・相談・活動・交流等の拠点となる場の整備を検討する。

◆◆ 第2節 推進体制の展望

男女共同参画社会の実現のために、市や市民・事業者等の取組を促進する男女共同参画を推進する条例・要綱などの制定を検討します。

第2項 計画の進行管理

◀趣旨▶

令和4年度に計画の見直しを行い、令和8年度までに目標都市イメージを実現するため、施策の推進にあたっては、市民の声を聞きながら、計画の進行管理を行います。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置(再掲)	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
男女共同参画に関する調査体制の整備(再掲)	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置(再掲)	計画の進捗管理をするにあたり、市民の意見を伺う市民を構成員とする組織を設置する。

第3項 市の推進体制

推進施策は市の事業担当課が主導して実施しますが、関係部署同士が連携し、また、全ての部署が総合的に男女共同参画の推進に取り組みます。

		部	課室等	推進目標				
				1	2	3	4	
市長	副市長	防災局	防災対策課		○			
			企画部	企画課	○	○	○	○
				企業立地推進室		○		
		広報秘書課			○			
		総務部	東京事務所		○			
			総務課		○			
			人事課		○		○	
			財政課		○			
			税務課		○			
		市民環境部	収納課		○			
			市民課		○			
			保険年金課		○			
			環境政策課		○			
			廃棄物対策課		○			
		健康福祉部	赤羽根市民センター		○			
			高齢福祉課		○	○		
			地域福祉課		○	○		
			(東三河広域連合) 子育て支援課		○	○	○	
		産業振興部	親子交流館		○	○	○	
			健康課		○	○	○	
			農政課		○		○	
			農業公園管理事務所		○			
		都市建設部	営農支援課		○		○	
			商工観光課		○		○	
			建設課		○			
			維持管理課		○			
		上下水道部	まちづくり推進課		○			
			建築課		○			
		渥美支所	水道課		○			
			下水道課		○			
		会計管理者	地域課		○			
			市民生活課		○			
		教育委員会	教育長	教育部	会計課		○	
教育総務課					○			
学校教育課					○	○	○	
生涯学習課					○	○	○	
スポーツ課					○	○		
文化財課					○			
消防本部	消防長	消防課	図書館		○			
			消防課		○			
			予防課		○			
			消防署		○			
			赤羽根分署		○			
議会	議長	事務局	渥美分署		○			
			議事課		○			
監査委員		事務局		○				
農業委員会		事務局(愛知県農業改良普及課)		○		○		

課室等名の推進目標2の○は「1-(1)委員、役員等への女性の登用の促進」に該当

5章 参考資料

1 男女共同参画に関する市内の活動事例

田原市内には、さまざまな形で男女共同参画を実践している市民活動団体等があります。公益的・公共的な市内の活動事例を一部整理しています。

【推進目標1】 人権尊重と男女平等の意識づくり

活動者	活動内容
人権擁護委員	人権意識向上全般の周知・啓発活動 DV等女性の権利擁護に関する理解の促進活動（企業説明会等の実施）
女性会議 WIT ウィット	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や性教育等、さまざまな男女共同参画をテーマとした講座を企画したり、セミナーに参加したりし、メンバーと市民の男女共同参画意識の向上と、ジェンダー平等社会の実現を目指して活動している。

【推進目標2】 誰もが参画できるまちづくり

活動者	活動内容
民生・児童委員 人権擁護委員 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は46%、人権擁護委員では80%、行政相談委員では67%と多くの女性委員が参画している。
高齢者交通安全協力員	高齢者に対する効果的な交通事故抑止策を推進するため、地域高齢者の戸別訪問による啓発、街頭キャンペーン等警察の実施する啓発活動補助を行っている。 ※現在、市内に協力員が20名おり、全て女性。
田原市赤十字奉仕団 （田原市更生保護女性会）	①赤十字親子教室 ②赤十字防災キャンプ ③市内の未就学園児の保護者を対象にした幼児安全法の実技講習会 ④田原市総合防災訓練で炊き出し訓練の実施などを行っている。赤十字幼児安全法指導員・赤十字健康生活支援講習指導員、支援員、一般団員が、女性ならではの視点を活用し研修や防災学習・防災キャンプなどでの活動を通じ、団員同士がスキルアップを図りつつ、防災のまちづくりを目指している。
地域参加の女性団体 （野田レディース）	従来の婦人会に代わり、地域に根ざしながらも、女性が主体的に地域活動に参加する団体として結成。市民館まつりやウォーキング大会などの地域行事を運営支援するほか、盆踊りなどにも参加し、地域活動を盛り上げている。

活動者	活動内容
男の料理教室	大草校区、福江校区の市民館などで、地域の男性対象に、料理を学ぶ講座が行われている。
大久保区自治会 （防災女性クラブ）	平成15年頃から毎年、市政ほーもん講座に申し込みがあり、防災女性クラブの防災意識の向上に努められている。
田原市女性防火クラブ	家庭防火・防災に関する知識向上、安全な家庭・まちづくりを目的とする、市内女性17名が参加するボランティア組織。
菜ばなの会 （加治区自治会）	自治会の女性同士でお茶会を行ったり、地区の祭りや地域活動に参加したり、いざという時のために、女性同士で仲間づくりをする。自治会の会合にも出席し、女性の視点をもって会議に参加している。
農村輝きネット・あつみ	農村生活や農業経営の充実を図るとともに、ゆとりある生活の研究、男女がともに参画する豊かで活力ある社会の実現を目指している。食農教育に重点を置いており、地元の豊かな農産物のPRや、地元農産物の消費・活用拡大に役立てるため、田原市内の高等学校で郷土料理教室等を行っている。
スマイルの会	みんなが笑って暮らせるよう、楽しく笑顔で活動できるよう、防災意識の向上を目指す大久保地域の女性6人のグループ。コミュニティとも協力し、地域の人の意見を聞きながら、自分達にとって何が必要か、自分達でできることから活動をしている。
レシピの会	平成21年に『男の料理サークル』として発足をし、毎月第2土曜日に料理を楽しんでいる。料理を通して地域のみなさんと交流し、これからの人生を自立したものにし、健康的で生きがいを感じられる生活を目指して活動している。



スマイルの会（自主防災会 ワールドカフェ）



レシピの会（豚肉の生姜焼きなど3品に挑戦）

【推進目標3】 生涯安心の暮らしづくり

活動者	活動内容
民生・児童委員 人権擁護委員 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は46%、人権擁護委員では80%、行政相談委員では67%と多くの女性委員が参画している。
子育て安心見守り隊	親子を地域で応援するサポーターとして活動している。 赤ちゃんが生まれた家庭へ、近所の先輩ママさんである子育て安心見守り隊が、プレゼントを持って家庭訪問を実施している。また、乳幼児健診で、きょうだいを連れてきた母親が安心して健診を受けられるように、会場できょうだいの見守り、託児をおこなっている。赤ちゃんサロンでも、赤ちゃんのきょうだいと遊んだり、保護者と地域の情報交換をするなど、親子が楽しい時間を過ごすためのお手伝いをしている。

【推進目標4】 働きやすい場づくり

活動者	活動内容
田原なのはな講座受講者（49歳以下の若手女性農業者）	若手農業者を対象にした田原なのはな講座（年4回）で、先進農業、経営参画、キャリアプラン等の農業や農村生活の基礎知識・技術を学んでいる。また、先輩女性農業者と交流をしている。
愛知県農村生活アドバイザー協会田原市支部会員	愛知県知事に認定された女性農業者で、情報交換、学習活動等を通して資質向上を図り、方針決定の場への参画、提言活動等を行って、経営・社会参画の推進、地域の活性化を進めている。



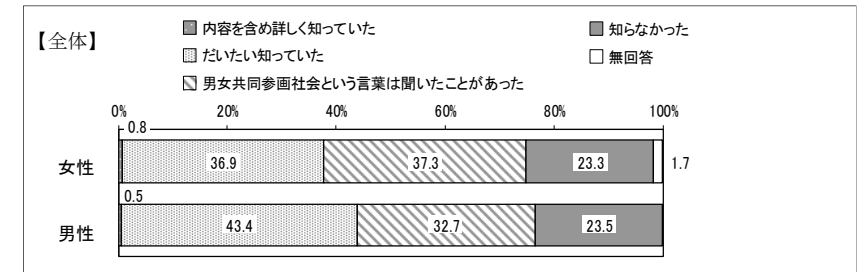
第9回男女共同参画フェスティバルの様子



2 男女共同参画関係データ集

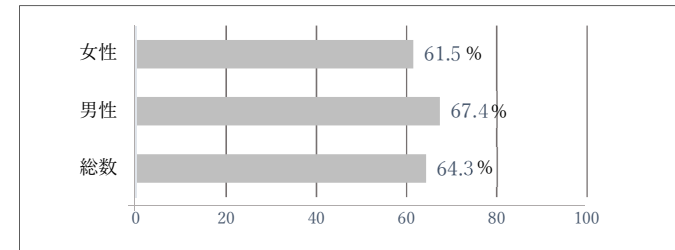
【推進目標1】人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

■男女共同参画認知度（R3年度市民アンケート調査）



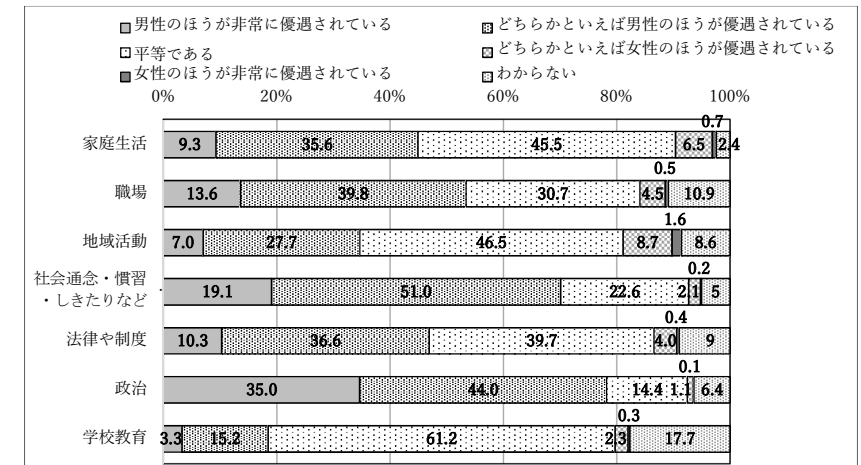
【参考】国世論調査（R1年9月）

『男女共同参画社会』という言葉を見たり聞いたりしたことがあると回答した割合

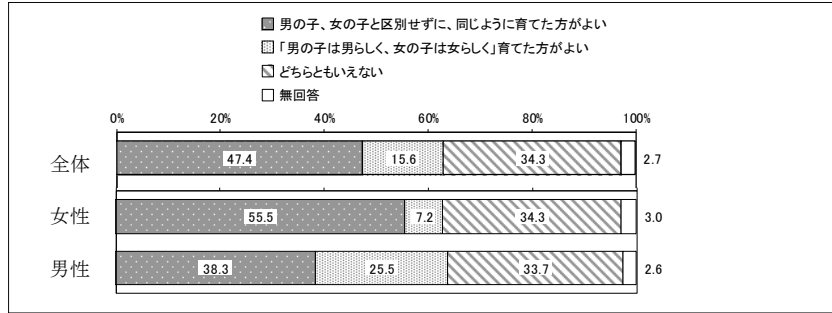


■各分野における男女平等意識

【参考】国調査（R1年9月）



■子どもの育て方に関する考え方(R3 年度市民アンケート調査)



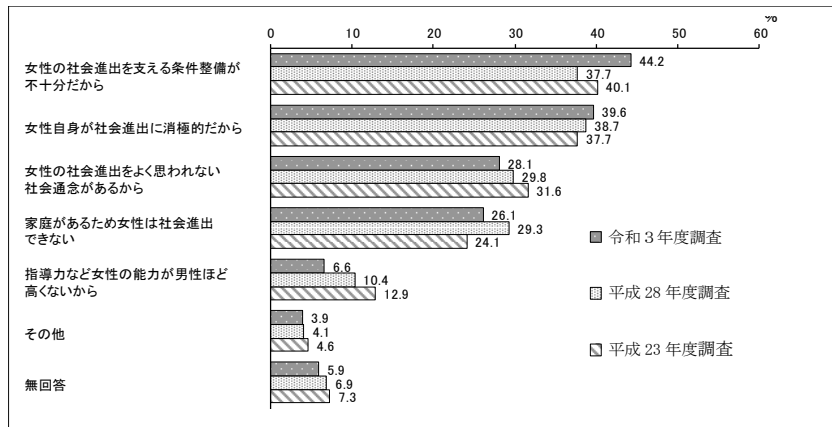
【推進目標2】誰もが参画できるまちづくり

■政治・行政への女性の参画状況(R4 年度市調査)

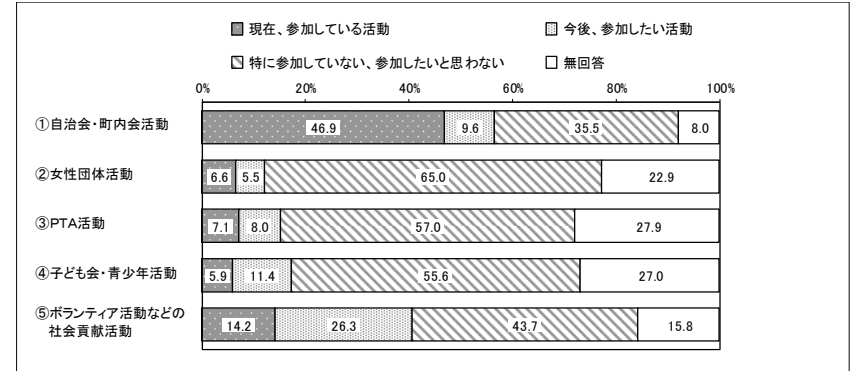
性別	市議会議員	審議会委員会等	市管理監督者
男	17 人	237 人 (237 人)	131 人 (129 人)
	94.4%	78.0% (75.2%)	70.4% (67.9%)
女	1 人	67 人 (78 人)	55 人 (61 人)
	5.6%	22.4% (24.8%)	29.6% (32.1%)
合計	18 人	304 人 (315 人)	186 人 (190 人)

R4 年 4 月現在 (比較 R3 年 4 月)

■本市における法令・条例設置委員への女性登用率が低い理由(R3 年度市民アンケート調査)

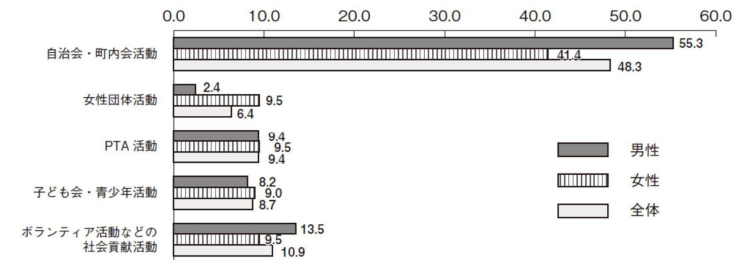


■地域活動への参加(R3 年度市民アンケート調査)

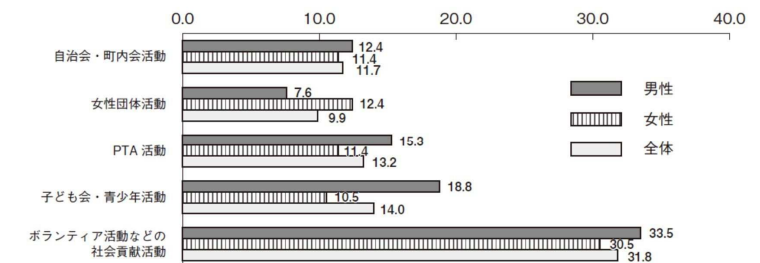


地域活動への参加(H28 年度市民アンケート調査)

○現在の地域活動への参加状況

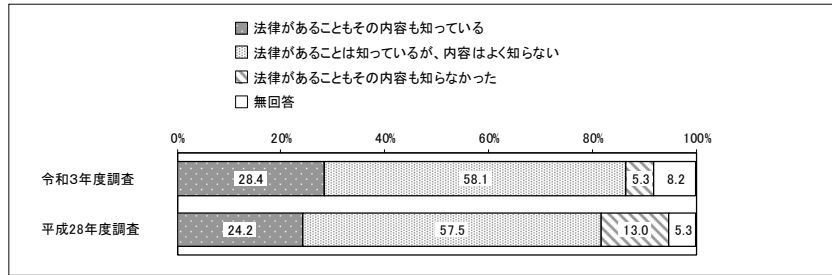


○今後参加したい活動

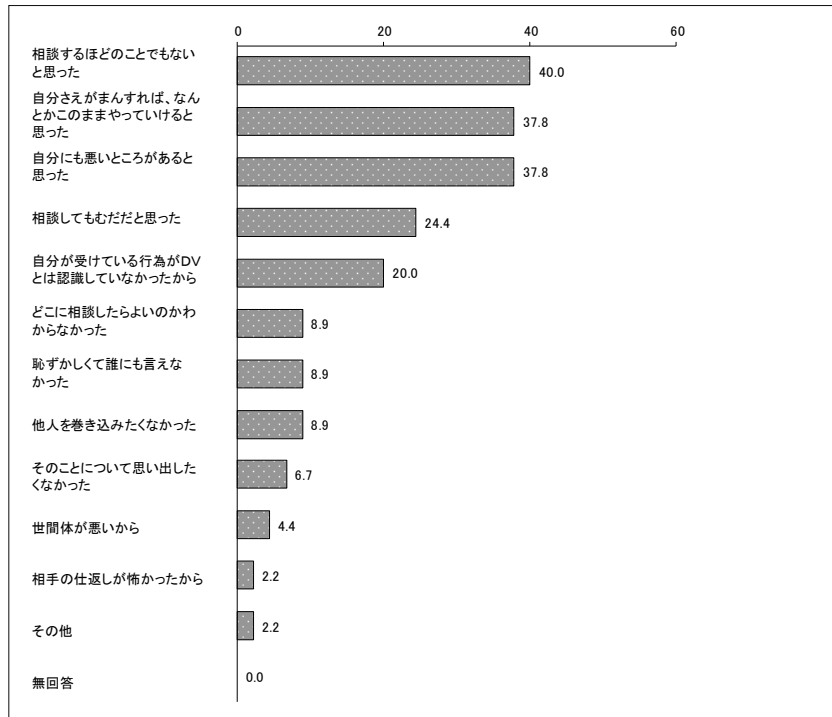


【推進目標3】生涯安心の暮らしづくり

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度(R3年度市民アンケート調査)

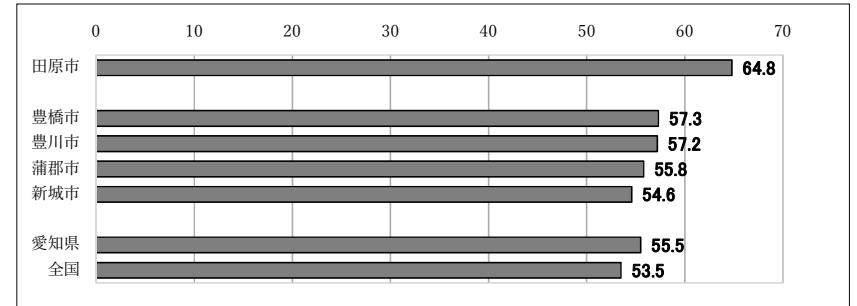


■ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、誰にも相談しなかった理由(R3年度市民アンケート調査)

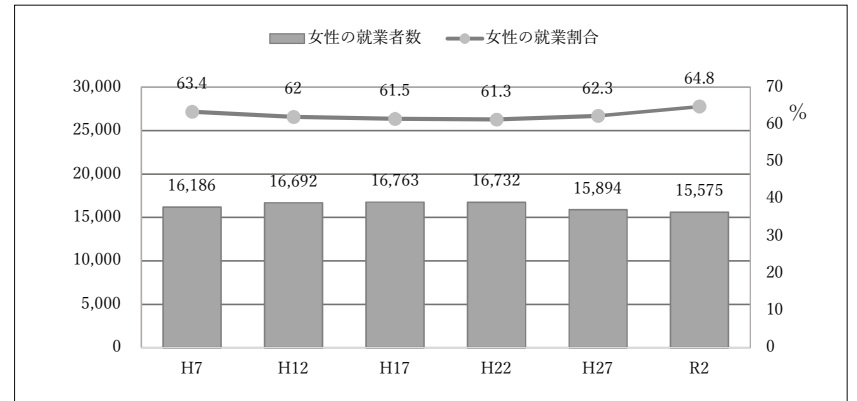


【推進目標4】働きやすい場づくり

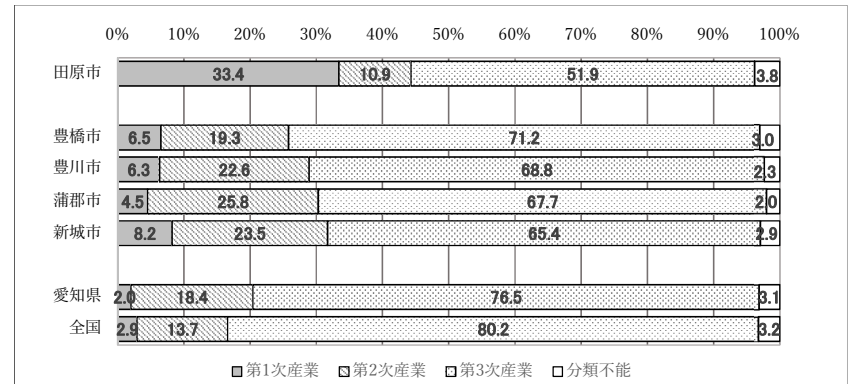
■女性の就業率の都市比較(R2年国勢調査)



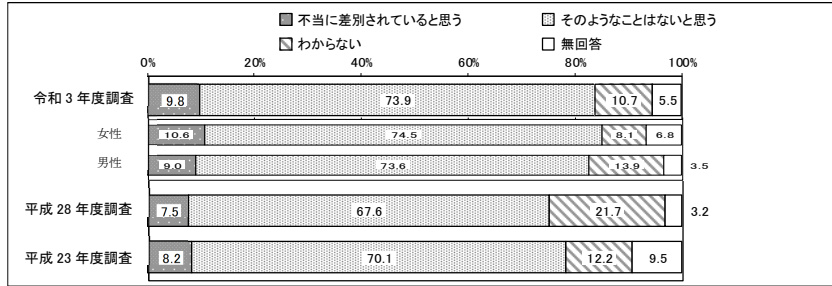
■田原市の女性の就業者数(R2年国勢調査)



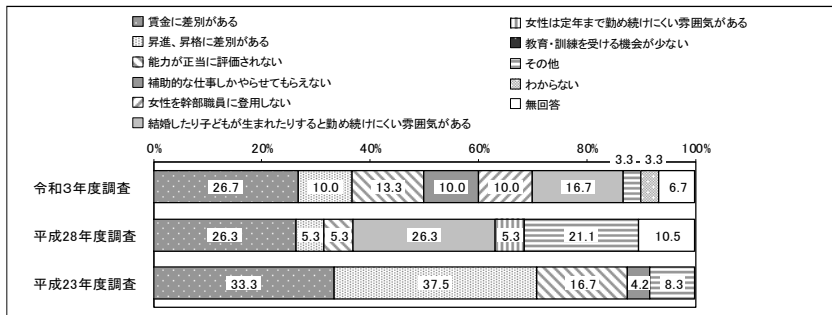
■女性就業者の産業別構成の都市比較(R2年国勢調査)



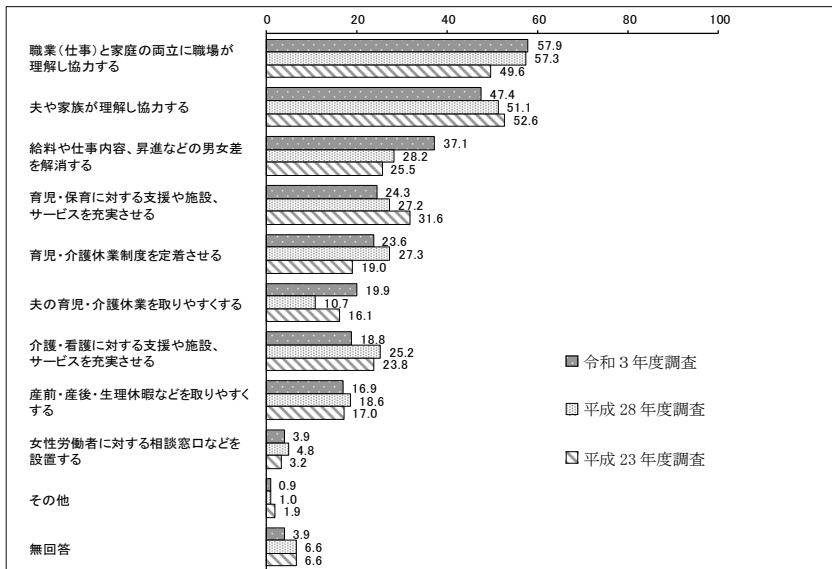
■職場における男女差別(R3 年度市民アンケート調査)



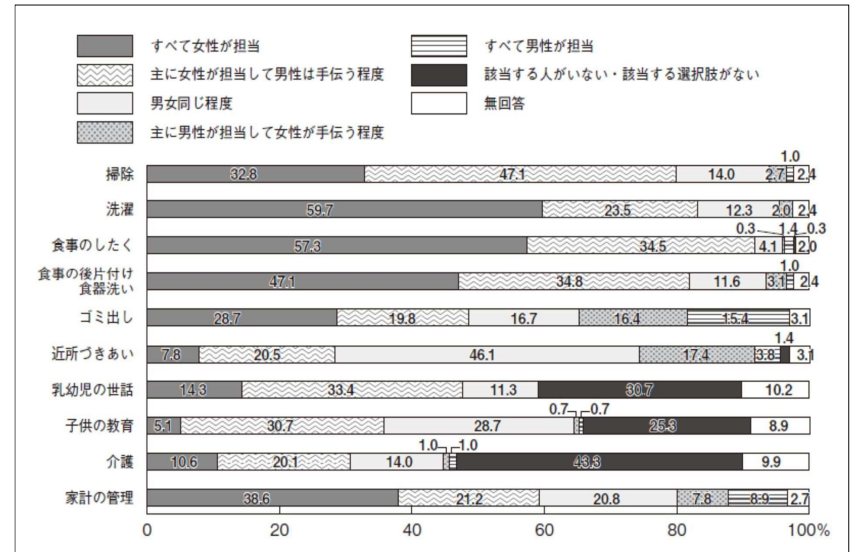
■女性が男性に比べ不当に差別されていると思う理由(R3 年度市民アンケート調査)



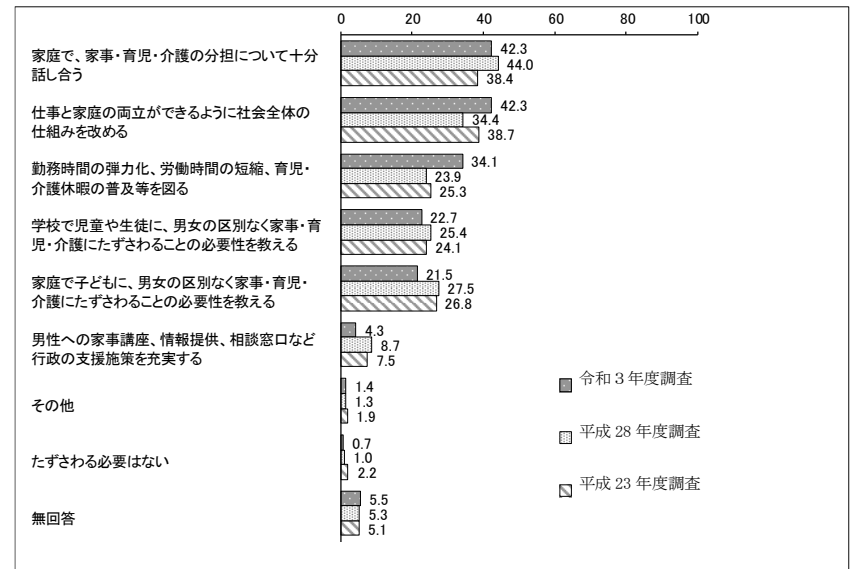
■女性が働き続けるために必要な社会支援(R3 年度市民アンケート調査)



■家庭での男女の役割分担の現状(H28 年度市民アンケート調査)



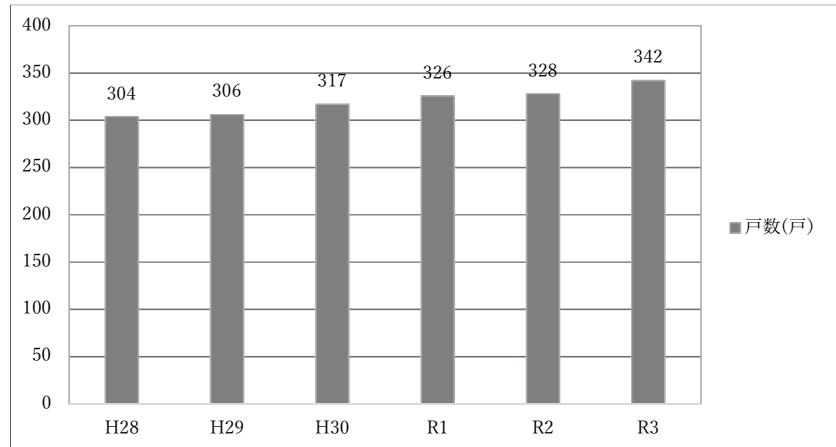
■男性が家事・育児・介護に携わるために必要なこと(R3 年度市民アンケート調査)



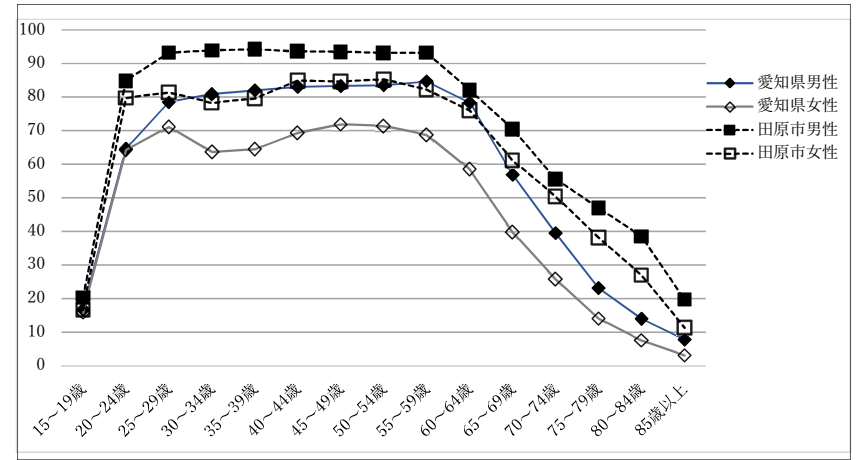
■産業分類別就業者数(R2年国勢調査)

	H22		H27		R2		R2-H27 %
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	
就業者数	38,739	100.0	36,881	100.0	34,642	100.0	-6.5%
第1次産業	10,935	28.2	10,932	29.6	9,983	28.8	-9.5%
農業	10,420	26.9	10,471	28.4	9,584	27.7	-9.3%
林業	4	0.0	6	0.0	6	0.0	0.0%
漁業	511	1.3	455	1.2	393	1.1	-15.8%
第2次産業	10,058	26.0	9,986	27.1	8,714	25.2	-14.6%
鉱業	8	0.0	9	0.0	2	0.0	-350.0%
建設業	1,890	4.9	1,742	4.7	1,637	4.7	-6.4%
製造業	8,160	21.1	8,235	22.3	7,075	20.4	-16.4%
第3次産業	17,746	45.8	15,963	43.3	14,703	42.4	-8.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	86	0.2	105	0.3	92	0.3	-14.1%
運輸・通信業	1,464	3.7	1,416	3.8	1,520	4.4	6.8%
卸売・小売業、飲食店	3,952	10.2	3,603	9.8	3,480	10	-3.5%
金融・保険業	381	1.0	345	0.9	322	0.9	-7.1%
不動産業	187	0.5	161	0.4	175	0.5	8.0%
サービス業	8,058	20.8	8,308	22.5	8,439	24.4	1.6%
公務	702	1.8	682	1.8	675	1.9	-1.0%
分類不能の産業	2,916	7.5	1,343	3.6	1,242	3.6	-8.1%

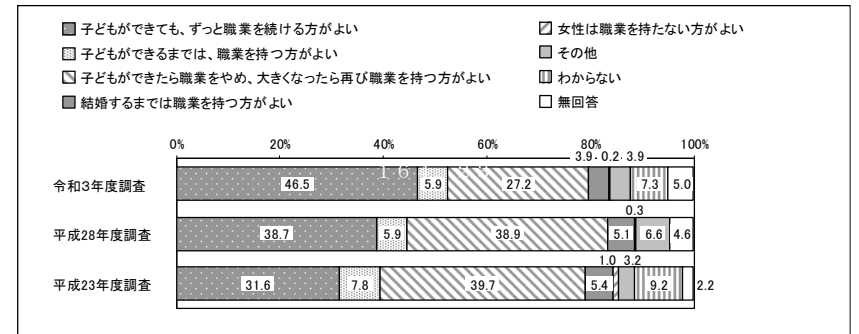
■家族経営協定締結戸数(R4年度市調査)



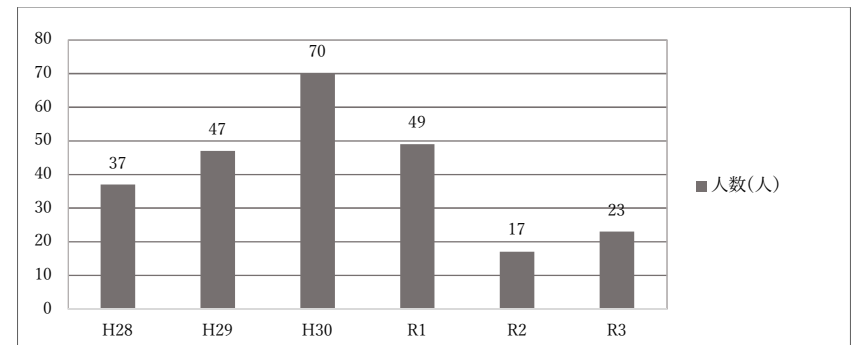
■男女の年齢別就労割合(R2年国勢調査)



■女性が職業を持つことに対する考え(R3年度市民アンケート調査)

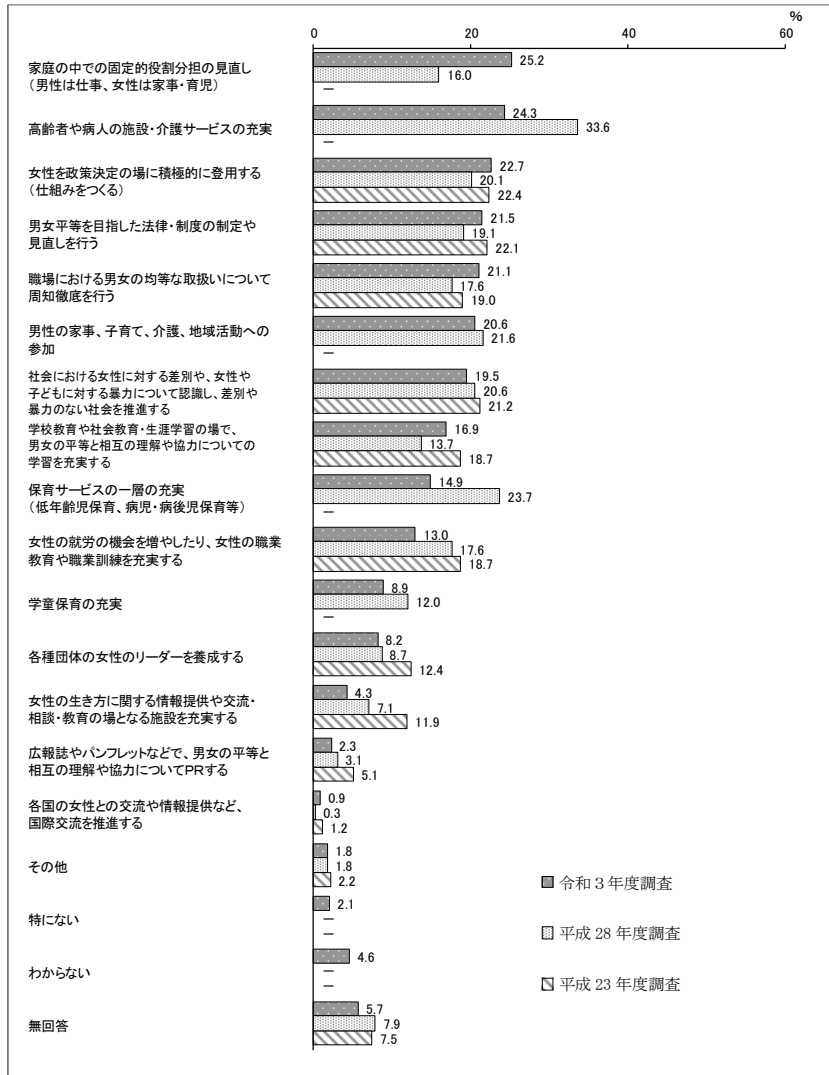


■新規就農者数(R4年度市調査)



【推進体制】

■男女共同参画社会の推進のために必要なこと(R3 年度市民アンケート調査)



省略

3 男女共同参画関係法令等

- ◇男女共同参画社会基本法
- ◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)
- ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

4 男女共同参画推進懇話会

- ◇田原市男女共同参画推進懇話会規約
- ◇田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

5 プラン策定から改訂までの経過

6 用語説明

番号	用語	説明
※1	ドメスティック・バイオレンス	夫もしくは妻、恋人など親密な関係にある、又はあった異性から振られる身体的・心理的暴力。 配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していないが、被害者は多くの場合女性。
※2	セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせ。特に、職場などで女性に対して行われる性的・差別的な言動。環境についても範囲とされ管理責任が問われる。
※3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）」とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。 「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。（出典／第3次男女共同参画基本計画）
※4	エンパワーメント	すべての人が内在している自己実現へ向かう力を伸ばすために、励ましたり、助言したり、能力開発の機会を提供されることなどにより、当事者が力をもった存在になること。
※5	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。
※6	SDGs（持続可能な開発目標）	貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、誰一人取り残さず、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、国連による世界共通の17の目標のこと。2016年から2030年まで15年間の達成を目標としている。
※7	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
※8	積極的改善措置（ポジティブアクション）	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を少なくするため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供すること。 （例）職場での女性職員の能力向上のための研修、仕事と家庭の両立支援、環境整備、営業職や管理職への女性の積極的登用 など

番号	用語	説明
※9	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちにきざみこまれ、既存概念、固定観念となっていく。
※10	AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピューターがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
※11	IoT	Internet of Thingsの略。あらゆるものをインターネットに接続する技術で、日本語では「モノのインターネット」と訳される。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術のこと。 （例）音楽配信サービス、監視カメラ、自動車 など
※12	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
※13	性自認	自分の性別をどのように認識しているかということ。肉体的性別とは必ずしも一致しない。
※14	性的マイノリティ	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。
※15	女性に関する様々な権利	女性の権利とは人権であり、政治的、経済的、社会的、文化的等のあらゆる権利を含む。 例えば、男女同一教育課程や婚姻における姓を選ぶ権利など多岐に渡る。
※16	性の多様性	男性か女性かの二者択一で性別を規定したり、異性愛のみが正しいかのような見方をするのではなく「多様な性のあり方を認め合おう」という考え方。
※17	暴力	虐待やセクシュアル・ハラスメントなど身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる行為。
※18	SOGI	（ソジ/ソジ） 「SO」が性的指向（Sexual Orientation）、「GI」が性自認（Gender Identity）の略。人権の視点から、あらゆる形の性的指向や性自認のあり方を守るために近年用いられている言葉。
※19	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

番号	用語	説明
※20	デジタル人材	最先端のデジタル技術を活用して企業に対して新しいサービスや価値提供が期待できる人材のこと。
※21	テレワーク	「情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。オフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事。
※22	ワークショップ	与えられたプログラムや課題について、参加者が意見交換をしたり、実際に体験することで学習できる自主的な学びの場のこと。
※23	L G B T	女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの総称のひとつ。
※24	妊娠届出	妊娠に気づき医療機関を受診したのち、母子健康手帳の交付を受けるため、病院から発行される妊娠届出書を届出ること。
※25	ライフステージ	人間の一生を段階的に区分したもので、通常は幼年期・少年少女期・青年期・壮年期・老年期に分けられる。
※26	ファミリーフレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。
※27	M字カーブ	日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び再就職する人が多いことを反映している。

男女共同参画応募作品の審査について

1 男女共同参画応募作品審査結果

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の啓発を図るため、男女共同参画に関する作文を募集した結果は以下のとおりです。

①作文募集結果

学校	作文件数
赤羽根中学	58
福江中学	105
合計	163

②各賞の決定

賞	受賞者
最優秀賞	福江中学校3年 清田彩月さん「男女共同参画を目指して」
優秀賞	福江中学校3年 浅野日菜さん「社会で協力する育児を目指して」
入賞	福江中学校3年 石倉苺菜さん「男女の差別と区別」

第15回男女共同参画フェスティバルについて（案）

1 フェスティバルの概要

○目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体が活動の発表や、団体同士・団体と一般市民同士が交流したりすることによって、自分らしく活動する人と人とのネットワークを広げる。

また、学習パネル展示や参加型のワークショップ等により、来場者への意識啓発を図る。

○主催 田原市男女共同参画推進懇話会、

（田原市（環境部局）、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会）

○日時 令和5年7月30日（日）10:00～15:00（エコフェスタと合同開催）

○場所 田原文化会館（予定）

○内容 男女共同参画に対する意識を啓発するための市民活動団体による活動発表、ブース出展、ワークショップ等

（環境に対する意識啓発のための市民活動団体によるブース出展等）

2 フェスティバルの運営手法等確認事項（※予算成立前のため、現時点での予定）

(1) 運営体制について

○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

①懇話会委員全員が部会メンバーとなり、その中から部会長、副部会長を選出する。

②企画、準備、懇話会ブースの当日運営を運営部会で行う。

③フェスティバル開催までに2回程度の運営部会を開催する。

○懇話会委員数名、懇話会事務局と環境部局（出展企業含む）で合同の会議を設置する。

①企画、準備、当日運営の調整等開催までに数回開催する。

②懇話会フェスティバル運営部会との連絡調整。

③当日会場全体運営を行う。

(2) 懇話会出展内容の検討

○フェスティバル運営部会が準備

○参加型のブース出展等を検討する。

(3) 内容の改良・工夫

○エコフェスタとの相乗効果を図りながら、フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が十分に伝わる方法を検討する。

○図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のPRをする。

○若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。

○新型コロナウイルス感染の状況を踏まえて内容等を決める。

○SDGsに関連付けた内容を検討する。

＜参考＞これまでのフェスティバル （会場：田原文化会館）

第14回	◆令和4年7月31日（日）12:45～15:00 講演会：安間優希氏 ※オープニングコンサート：視覚障害者団体 さくらんぼ 「性の多様性を知る ～自分らしく輝くために～」 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第13回	◆令和3年8月1日（日）12:45～15:00 渥美文化会館（田原文化会館から変更） オープニングコンサート：視覚障害者団体 さくらんぼ 講演会：マミーローズクリニック医師 宮本由記氏 「産婦人科医が語る大人にも知って欲しい現在の性教育」
◆令和2年度 中止	
第12回	◆令和元年8月25日（日）10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて ～気づいてますか、日常でのすりこみ～」 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示）
第11回	◆平成30年8月26日（日）10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演「波のプリズム～華と雪～」 山内房子ミニコンサート、市民活動団体による出展（ブース・パネル展示）
第10回	◆平成29年8月27日（日）10:00～16:00 映画「この世界の片隅に」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第9回	◆平成28年8月28日（日）10:00～15:00 映画「奇跡のリンゴ」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展（パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等）
第8回	◆平成27年8月24日（日）10:00～16:00 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表
第7回	◆平成26年8月24日（日）10:00～16:00 市民活動団体による出展（パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等） 映画「そして父になる」上映
第6回	◆平成25年8月25日（日）10:00～16:00 市民活動団体による出展（パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等） 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー 映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん
第5回	◆平成24年8月26日（日）10:00～16:00 市民活動団体による出展 映画「60歳のラブレター」上映
第4回	◆平成23年8月28日（日）10:00～16:00 市民活動団体による出展 映画「フラワーズ」上映
第3回	◆平成22年9月11日（日）10:00～15:30 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映
第2回	◆第2回：平成21年9月5日（土）10:00～16:00 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映
第1回	◆平成20年9月6日（土）10:00～16:00 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映

男女共同参画フェスティバル・たはらエコフェスタ打合せ報告書

日 時	令和5年2月6日（月） 10：00～11：00
場 所	田原市役所301会議室
出席者	企画課：内藤補佐、下形主事補 環境部局 環境政策課：折戸補佐、日比野主事補、廃棄物対策課：山本主任

○報告事項は以下のとおりです。

- ・男女フェスとエコフェスタでスペースを区切らない配置にする。なお、どの分野で出展している団体なのか分かるよう SDGs のアイコン等を活用する。
- ・きりり宝市の実施場所は多目的ホールとしたい。
⇒多目的ホールから、男女フェス・エコフェスタのブースに参加者が流れる動線を考える。
- ・男女とエコを一つにまとめる大きな枠組みが必要。（例：SDGs）
- ・運営の段階から委員（男女フェス：懇話会委員、エコフェスタ：出展団体）を交えて打合せを進める。メンバー等は4月に入ってから検討する。
- ・社協について、生理用品の寄付募集と併せて貧困等の関連で出展してもらうのはどうか。
- ・たはランティアには、イベント全体に関わる形で参加してもらえるか依頼する。
- ・出展団体にキッチンカーを呼ぶことも検討していきたい。
⇒開催時期が真夏のため、食中毒の心配がないメニュー（例：かき氷やドリンク）であれば問題ないと思われる。環境政策課からは松井産業等に声をかけることが可能。
- ・環境政策課：合同開催の取組の一つとして、高校の制服やエコフェスタ参加企業による男女共同参画の取組みを展示等で紹介してもらえるか別途依頼する。
- ・廃棄物対策課：炭生館の出展を始め、スタンプラリーの誘導と午後の開催内容について検討する。
- ・企画課：エコフェスタ等の参加者にも足を伸ばしてもらえるよう、体験型のブースを増やす等、懇話会と協議しながら内容を決めていく。（例：ごみ捨てをはじめとした家事の分担等が偏っていないか参加者がチェックできるもの等）

【男女フェス開催内容（案）】

- ・女性を対象にしたデジタル関係のセミナー
- ・子育て世代を対象にしたワークショップ（キャンドル作り、ヨガ等）・プチ講座
- ・出展団体として、子育てサークルイドバヤココシカ、豊橋みなみおやこ劇場、絵本のこうかんかい等に参加を依頼し、可能であれば体験型のブースを設けてもらうよう相談する。

愛知県男女共同参画人材育成セミナー実施要領

1 目的

政策や方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内各市町村において登用できる女性人材を計画的かつ継続的に育成することを目的として、愛知県男女共同参画人材育成セミナー（以下「セミナー」という。）を実施する。

2 事業の実施

本セミナーは、公益財団法人あいち男女共同参画財団（以下「財団」という。）が実施するものとする。

(1) 実施期間

毎年5月から翌年3月までの8回（最終回：発表会・修了式）

(2) 実施場所

愛知県女性総合センター（ウィルあいち）
名古屋市東区上堅杉町1番地

(3) 受講生

概ね25名（市町村推薦者）

(4) 研修内容

ア セミナー

受講生に対し、女性や社会にかかわる諸問題について知識・情報を提供するため、男女共同参画、法律、経済、労働、地域づくり、地方行政などについて、専門の学識経験者等を講師に招いて講義等を行う。

イ グループ・ワーク

受講生の交流と相互啓発を進めるため、財団が定めたアドバイザーの助言を得ながら、講義の内容等をテーマにグループ討議を行う。

ウ 研究レポート及びセミナー報告書

(ア) 研究レポート

受講生は、グループ・ワークにおいて設定したテーマについて、アドバイザーの助言を得ながら研究を進め、セミナー修了時までにグループごとにレポートを提出する。

また、グループによるレポート発表会をセミナー修了式に併せて開催する。

(イ) セミナー報告書

受講生は、グループごとに共同して講義内容を要約し、研究レポートと併せて「セミナー報告書」をまとめる。

なお、本報告書は、受講生及び県内各市町村などに配布する。

エ 経費

受講料は無料とする。ただし、受講生の交通費や食費などの経費は負担しない。

3 受講生の募集及び決定

受講生の募集及び決定は、県が行うものとする。

(1) 募集

県は、各市町村へ受講生の適格者の推薦を依頼するものとする。ただし、名古屋市以外の市町村については、東三河総局及び県民事務所等を通じて依頼するものとする。

(2) 受講生の参加資格

ア 県内に在住する女性であること。

イ 年齢は、18歳から65歳までであること。

ウ 心身ともに健康で、全日程を通して参加可能な者であること。

エ セミナー修了後、現在参画している団体・グループ等における活動をより積極的に展開するとともに、女性人材育成を目的にこれまで県が実施してきた事業等（本セミナーを含める。）の修了者を主体に構成する地域実践活動グループに加入するなど、男女共同参画社会の実現及び女性の自立・社会参画・地位向上に向けて、セミナーの成果を生かす取組ができる者であること。

オ 市町村との雇用関係（地方公務員法第三条第3項三、三の二及び五、第二十二條の二並びに第二十二條の三に該当する者を除く。）がない者であること。

(3) 県は、各市町村長から推薦のあった候補者から受講生を決定し、財団へ通知するものとする。

なお、セミナー開催中に政治的活動又は宗教的活動等を行い、セミナーの進行を妨げた場合は、決定を取り消すものとする。

4 修了者の認定

最終回を除くセミナーへの出席率が70%以上で、かつ、グループ・ワークによる研究レポートを提出した受講生を修了者と認定する。

5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は2021年4月1日から施行する。

各委員の取組状況・意見

1	中西 秀一 委員
<p>◎田原市社会福祉協議会の取組。</p> <p>令和4年8月から田原中学校の女性トイレに生理用品が設置されています。目的は貧困対策とSOSを出していいんだよってメッセージを示すことにより助けられ上手になることです。</p> <p>令和5年1月、皆様から寄付いただいた生理用品について、一部を田原中学校に提供させていただきました。ありがとうございました。</p> <p>◎意見等</p>	

2	中村 匡 委員
<p>◎渥美半島観光ビューローの取組</p> <p>男女別に業務を分けていない。</p>	

3	金田 真也 委員
<p>◎意見等</p> <p>二十歳の集い（去年まで成人式）ここ数年の傾向</p> <p>男性の化粧 あたりまえ</p> <p>女性 スーツ、ネクタイ姿数名</p> <p>全く違和感なし</p>	

◎意見等

BS テレビ 報道 1930 1月31日(火 19:30～) 女性の国会議員はなぜ増えないか？

与野党の女性国会議員による現状と問題、未来提言を聴きました。

番組の中で紹介された、衆議院議員運営委員会の写真は、全員が男性、この写真を観たアメリカの女性学者がこれは異様な光景、これは30年以上前の日本では？今の写真？と驚愕している場面が出ました。

残念ながらこれが日本の現状で、国会に限らず、身近なところでも全員が男性役員、お飾り的な女性役員という組織はまだまだあるのでは。

番組では、子ども手当 選択的夫婦別姓も家父長制による性別役割分担の考えが基本にあるため、子どもの面倒は家庭の責任 3歳までは家庭で育てるのが基本、という保守派の考えが改革を遅らせてきたと話していました。

国会内では、議員の男女同数を制度化するクォーター性について、党派を超えて女性議員が集まり会議を開き、他のことで意見は違っても、全ての党派の女性議員が集まり真剣な意見交換が出来ていると報道されていました。

「女性はこういうことが出来るわけです」という男性キャスター。

何故、男性は党派を超えて何かが出来ないのか？という意味を感じ、これが問題かと感じました。

一笑、一蹴される事承知ですが、自分たちの住む町の議会の議員数を男女平等にするという条例づくりは出来ないものか？

どちらかの性に偏った組織は、一方向からの視点で物事を見がちです。女性が立候補しないから問題解決しないという意見はあるでしょうが、校区推薦等がある中、無名女性のハードルは相当きつい。

どんな組織も多様な立場の人が混ざり合うことで、議論が深まりお互いを尊重し合える土台が出来るとは思いません。

ジェンダー平等 人権尊重 みんなが輝けるまち田原 この目標の実現に大きく近づくような気がします。

中学3年生の社会科で男女共同参画を習うのが最初の出会いではなく、生まれた時から実行している街って、素敵だと思います。

◎ヒッポファミリークラブの取組

トルコのトファンさんと串本で集うチャンスがあった。

トルコはとても親日の国だ。どうしてかと考えた事もなかったがトファンさんとの出会いがいろいろな事をおしえてくれた。

1890年エルトゥールル号遭難事故 串本町大島の島民が命がけ不眠不休で救助、587人中69人が救助された。この出来事はトルコの小学校の教科書に必ず掲載され、子ども達に語り継がれている。トファンさんも学校で学ぶ以前から聞いていたそうだ。

そして日本に興味をもち来日したきっかけでもあり日本人の奥さんと家庭を持ち今、世界遺産トプカプ宮殿の主任学芸員として(日本からの要人の案内)活躍されている。

出発点は串本にあった。

親日の背景にはトルコの教育力があったんだと思った。

そして遭難事故から95年後の1985年イランイラク戦争最中、48時間後イラン上空を飛行する機体は無差別に攻撃するという声命が出された。この時イランにいた日本人200人、安全が確保されないという理由で日本側からの飛行機はなし！見捨てられたような状態の中、駆け付けてくれたのがトルコの飛行機だった。日本に到着したのは1時間まえだったという。

私はこの出来事を知らなかった。娘に聞いても知らなかった。娘婿に聞いても知らなかった。

トルコの人命がけで飛行機をだしてくれたのに、、、トルコの人達は1890年のお返しだよという。

知らずにきてしまったことが、申し訳ないような気持ちと、もっと皆さんに知ってほしい気持ちになりました。

人と人のつながりが国と国のつながりと感じずにはいられなかった。

トファンさんとの出会いが新しい世界を感じさせてくれた。

◎意見等

興味関心は人それぞれです。でもいろんな人と出会い話をする中で面白そうと思ったり何かを感じたりします。それを共有することで新しい学びにつながっていくと思います。

会議が、皆さんで気楽に意見を出せる場になればと思います。

22 田企第 号
令和 5 年 2 月 21 日

各 位

田原市男女共同参画推進懇話会事務局

田原市男女共同参画推進懇話会委員の推薦について（依頼）

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

田原市男女共同参画推進懇話会規約第 4 条第 2 項に基づき、下記のとおり懇話会にご参加いただける委員の推薦をお願いいたします。

記

1 懇話会の概要

別添「田原市男女共同参画推進懇話会の概要」、「田原市男女共同参画懇話会規約」をご参照ください。

2 委員の要件

○委員に推薦いただく方は、貴組織・団体の構成員であることとします。

3 委員の任期 令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間

4 推薦方法

○別紙 1 の推薦書に必要事項をご記入の上、3 月 27 日（月）までに田原市役所市企画課まで、FAX または E メールにてご提出ください。

5 その他

○会議に多くご参加いただける方のご推薦をお願いします。

○任期は、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間ですが、要件を満たしていれば、継続してご推薦いただくこともできます。

○任期途中で辞任される場合は、後任者をご推薦いただきます。

○本会議は、委員に対する報酬・謝礼はありません。

【連絡先】

田原市男女共同参画推進懇話会事務局

田原市役所 企画課（内藤・下形）

TEL : 23-3507 FAX : 23-0669

e-mail : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市男女共同参画推進懇話会委員 推薦依頼先

通番	区 分		備考
1	地域団体	田原市地域コミュニティ連合会	事務局（総務課）
2	地域団体	社団法人田原青年会議所	
3	医療団体	愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院	
4	福祉団体	社会福祉法人田原市社会福祉協議会	
5	福祉団体	田原市更生保護女性会（防災担当）	
6	市民団体	女性会議ウイットW I T	
7	市民団体	（選定中）	
8	産業関係	渥美漁業協同組合（漁業関係者）	農政課
9	産業関係	田原市認定農業者連絡会	農政課
10	産業関係	愛知みなみ農業協同組合	
11	産業関係	渥美商工会	
12	産業関係	田原市商工会	
13	産業関係	渥美半島観光ビューロー	
14	各種委員会	田原市農業委員会	農業委員会事務局
15	各種委員会	田原市教育委員会	教育総務課
16	市議会	田原市議会	議会事務局
17	市の関係組織	行政相談委員	総務課
18	市の職員	田原市企画部長	